

大阪教育大学大学院連合教職実践研究科設置の趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

(1) 教育上の理念, 目的

<設置の背景と求められる教育研究組織>

(a) 実践的指導力の必要性

近年、子どもの学ぶ意欲の低下、学力不振、いじめ、不登校や登校しぶり等、学校教育の課題が深刻さを増している。わが国の未来を担う子どもたちの成長に責を負う学校の教員には、そうした課題を克服するための実践的指導力が不可欠である。

実践的指導力とは、「重要な他者」としての教師像（「熱意」）をベースに、子どもたちが抱える課題の解決に資する、実践的知識・技能を発揮する能力（「授業や生徒指導等の児童・生徒への指導力」）を意味すると考える。

例えば、大阪府教育委員会が、『大阪府教育振興基本計画』中「基本方針 6 教員の力とやる気を高めます」の「重点取組 2 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力」において、大阪の地に必要な教員像を述べる際に、「即戦力となる熱意ある優秀な教員」「授業や生徒指導等の児童・生徒への指導力」「社会の変化やニーズに対応した資質・能力」「学校経営に必要な知識・能力」「人権感覚」等の表現を用いているように、求められている能力は多様である。

『大阪府教育振興基本計画』「基本方針 6 教員の力とやる気を高めます」
「重点取組 27 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上」より

> 優秀な教員の確保

教員採用の選考方法等の工夫・改善や大阪教志セミナー等の活用により、即戦力となる熱意ある優秀な教員確保に取り組みます。

> 教職経験の少ない教員の資質・能力の向上

研修体制の充実や校種間・公私間等の積極的な人事交流によるキャリア形成、各種授業研究などの校内研修体制の充実等により、教職経験や社会人経験の少ない教員の授業や生徒指導など児童・生徒への指導力の向上に向けた取組みを推進します。

> ミドルリーダーの育成

中堅職員を対象とした学校経営に必要な知識・能力を育成するための管理職養成研修の実施や若手教員の首席・指導主事等への任用などにより、ミドルリーダーの育成に取り組みます。

>社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上

国際的視野の育成や危機管理能力の向上など，社会の変化やニーズ等に柔軟かつ的確に対応できる資質・能力の向上に取り組みます。

>人権感覚の育成

すべての児童・生徒の人権が尊重される学校づくりに向けて，教員の人権感覚を育成します。また，児童・生徒に対する体罰やセクシャル・ハラスメントは決して許されない重大な人権侵害であるとの認識のもと，校内研修等を実施するなど，根絶に向けた学校体制を確立します。

(b)要求される多様な力量

上記基本計画基本方針6の重点取組27で「すべての児童・生徒の人権が尊重される学校づくりに向けて，教員の人権感覚を育成」する旨述べているとおり，実践的指導力には，課題を抱える子どもたちに対して，積極的，即応的，効果的に働きかけられる力量，さらには，あらゆる子どもの人権の保障を旨として（**人権感覚**），そのような働きかけを子どもの成長に関わる保護者や地域住民，他の専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）と連携して展開できる力量が包含される。

もちろん，こうした力量が教職に対する使命感，アイデンティティやコミットメントに支えられているという点からすると，これらも実践的指導力の一翼を担うものである。

(c)自己研鑽の重要性

また，国際化や高度情報化の進展に伴う急激な社会の変化による価値観の多様化，地域のつながりの希薄化による家庭・地域の教育力の低下等，子どもたちを取り巻く環境は急激に変化しており，冒頭で述べた多くの教育課題は，さらにその内容が広がり，またその問題性は大きくなるものと予想される。

それゆえ，同重点取組でも「国際的視野の育成や危機管理能力の向上など，社会の変化やニーズ等に柔軟かつ的確に対応できる資質・能力」と述べられているように，教員が有すべき実践的指導力には，課題を抱える子どもたちへの働きかけを持続的，発展的に展開するために自律的に研鑽を積む能力（**社会の変化やニーズに対応した資質・能力**）も含まれる必要がある。このような視座は，教職に関するここ数十年の研究知見たる「反省的実践家としての教師像」に基づくものであり，ここ数年，教師の感情に関する研究で注目されている教職におけるレジリエンス（失敗や挫折からの回復力）の概念とも強く結びつくものである。

(d)組織対応力の必要性

他方，現職教員の管理職養成も喫緊の課題となっている。様々な教育課題を解決していくためには，これまでも増して学校に組織的対応が求められる。そして，変化する社会にあっても着実にそれに応ずることのできる組織，いわゆる「成長する組織」としての学校像を体現するためには，確かなリーダーシップが不可欠である。

この点，大阪を含む大都市では，団塊の世代を中心とするベテラン教員の大量退職に連動した大規模な新規採用が続く中，40代の中堅教員層が希薄化し，教員の価値観の多様化

から管理職への希望者も減少している。そのため、学校経営に必要な知識・能力を有する学校管理職や教員組織の中核となるスクールリーダーの計画的な養成や、若年化傾向が見られる指導主事等の力量形成についても、教育委員会からその必要性が指摘されている。このことは、同重点取組に「ミドルリーダーの育成」という取組が掲げられていることにも象徴されている。

(e) 求められる教員像

これらのことから、現在求められる教員像は以下のように結論付けられる。

○実践的知識・技能を豊かに有する教員：

教員は、汎用なスキルや総合的な人間力を基盤としつつ、学習指導、生活指導にわたって子どもに密に関わり、そのニーズを把握し、それに合致した働きかけをきめ細かく展開しなければならない。教員には、その際に必要となる実践的知識・技能を有することが求められる。

そして、教員が子どもたちの経験、習熟の程度、学習スタイル等々の多様性に応ずるためには、その実践的知識・技能にはかなりのレパートリーが必要であり、臨床の場でこれらを発揮する際に的確な意思決定を下すための実践的思考力を備えていることも望まれる。

○自ら学び続けることができる教員：

教員は、求められる実践的知識・技能を拡充し続けて、新しく出現する教育課題に対して適切かつ効果的に対応しなければならない。これを実現するために、教員には、「自ら学び続ける」態度が欠かせない。

○同僚や他の専門家等と協働できる教員：

学校現場には、様々な生活環境にある児童や生徒がおり、その中で生ずるいじめや暴力行為・不登校などの問題、あるいは学力保障や学力向上の課題などに対応するためには、教職員が協働して問題解決にあたる必要がある。あらゆる子どもの人権を保障するために、同じ子どもたちの成長に責任を負う教師集団として、同僚と学びあい、学校として組織的に問題解決に参画する姿勢が各教員に強く求められる。

さらに、自分たちの専門性を活かすと同時に、保護者や地域住民、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の多職種の専門家と連携して様々な課題を解決していく姿勢とその実行に必要とされる協働性を持った教員であることも、今日の教員には不可欠である。

○学校や地域の教育を組織的に牽引する教員：

学校は、急激な社会の変化やそれに伴うニーズの多様化に対応するために、個人の力量に依存することの多かったこれまでのあり方から、組織の力量を高めそれを活用するあり方へと変化する必要がある。それゆえ、あらゆる教員が組織の一員として働く視座と方法を会得する必要があると同時に、それを牽引するためのリーダーシップに関する実践的知識・技能に長けた教員の存在が不可欠となっている。

(f) 求められる研究組織

以上の人材像は、平成 24 年 8 月 28 日付けで呈された中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」や、教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議が平成 25 年 10 月 15 日付けで示した「大学院段階の教員養成の改革と充実等について（報告）」の内容と合致するものである。

このような教員を養成するには、学校や社会が直面している課題を直視し、よりよい実践的解決法を開発し、それらを活用していくための学びが大学院レベルで提供される必要がある。そして、かかる学びは、従来の理論重視型の大学院とは異なる、理論と実践の往還を通じた実践的力量的醸成を目的とする大学院教育によってこそ達成される。

<大阪教育大学の現状と課題>

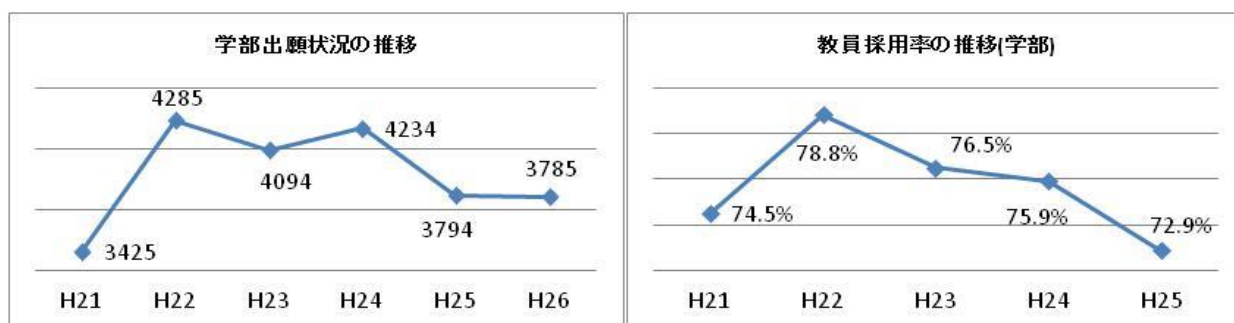
大阪教育大学は、明治 7 年に教員伝習所として創設されて以来、我が国の教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、大阪を中心に全国の教員の主要な養成機関として多大な役割を果たしている。

教員養成を巡る状況は、初等教育教員養成への私立大学の参入など、教員養成の競争的環境が急速に高まり、常に激しく変化している。本学では、18 歳人口の減少や、大阪府下の教員採用数の動向を見極めながら、求められる教員の資質能力の高度化に対応すると同時に、ミッションの再定義で示された強みや特色、社会的な役割を新たな大学ビジョンに位置づけ、社会的ニーズに対応し信頼を獲得する新しい教員養成の在り方を切り拓き、大学の個性と特色を強化していくことを最重要の課題として、教育研究組織の見直しを継続的に進めている。

【教育学部】

大阪教育大学教育学部は、発足以来、教育基本法並びに学校教育法に示す精神に則って、「学芸の研究教授につとめ、高い学識と豊かな教養を持つ人材、特に有為な教育者を育成する。」ことを目的に教育研究活動を行っている。現在、教員養成課程第一部 4 課程、第二部 1 課程、教養学科を有し、入学定員総数 980 名、日本有数の大規模教育学部として、地元大阪を中心に小・中学校教員を数多く輩出してきた。

しかし、下図に示す本学学部出願状況、教員採用率の推移状況は、多くの私立大学が教育学部を新たに設置して教員養成への参入が図られている大阪の状況を勘案しても、社会ニーズに一定対応できていない可能性を示唆するものである。



これは、本学の教員養成システムが基本的資質にプラスして今日の教員に求められる質を十分に提供しきれていないことも、要因の一つと考えられる。例えば、関係教育委員会との連携が必ずしも意見集約の場として展開されておらず、学校現場での課題を充分収集しきれていないことも指摘されているところである。

今後、大阪における教員大量採用の時代から少子化に伴う学校教員採用減少の時代への転換を間近に控えることから、学部及早急な改組が必要である。

【大学院教育学研究科（修士課程）】

大阪教育大学大学院教育学研究科（修士課程）（以下、「既設大学院」という）は、昭和43年の創設以来、現在教員養成系13専攻（昼間）と夜間1専攻の14専攻に加え教養学科系4専攻、合計18専攻入学定員221名を擁する日本有数の大規模教育学研究科である。この大学院では、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って高い学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践における教育研究の推進者としての能力を養成することを目指している。この理念のもとに、これまで教育界に多くの優秀な教員を輩出してきた。

しかしながら、下図に示すとおり、近年の定員充足状況や教員採用率、大学院で学ぶ現職教員数の推移から、カリキュラム内容を含め学校教育現場のニーズに合致しているとは言いきれない状況である。



現行の既設大学院の枠組みは、学校教育や教科内容に関する専門性を高めるための能力の養成を中心に構築されてきた。その結果、各研究領域の専門性に則した授業内容が多かったこと、指導方法も講義・演習・実験で構成されており実習は導入されていなかったこと、教職経験者が授業を担当している割合が低かったこと等の点において、実践的指導力に重点を置いた教育課程が編成できておらず、学校現場が抱える課題に充分に対応できていなかった。

また、大学と地元教育委員会との連携関係において、教員個々や特別なプロジェクトで教育委員会の一部門との繋がりに依存する側面があった従来の形態に鑑みれば、学校教育現場のニーズを大学全体の教育課程において十分に反映し得る両者の組織的な連携関係の組成が急務である。このことは、既設大学院への地元教育委員会から現職教員学生として派遣される数が極めて少ない状況にも端的に表れている。

＜教職大学院設置の必要性と意義＞

(a) 求められる人材養成システムの要件

我が国では国際化や高度情報化の進展，少子高齢化など社会の急激な変化に伴い，これに応ずるための新しい学校教育が希求されている。加えて，大阪府においては，子どもたちの学ぶ意欲の低下，学力不振，いじめ，不登校や登校しぶりなど，学校教育の抱える課題が深刻さを増しており，こうした変化や諸課題に対応し得る実践的指導力のある教員がこれまで以上に必要とされている。

そして，このような人材を養成する仕組みは，学校現場で必要とされる実践的指導力を育む教員養成のカリキュラムや指導方法の構築・開発を希求する地元教育委員会との強い連携の下で制度的に設計されたものでなければならない。

具体的には，①地元教育委員会が求める学校現場での問題解決に資するための内容を扱うカリキュラムを構築する，②教職に関わる理論と実践を結ぶための学校実習科目が十分に確保されている，③学内での学習においても，学習者が理論と実践を主体的に接続することを促すアクティブラーニング（事例研究，グループワーク，ワークショップ等）が導入される，④学術研究に通じた教員と実務に長けた教員とが協力して指導するといった要件が，教員養成の営みにおいて満たされる必要がある。

(b) 教職大学院設置の必要性

しかしながら，これまで大阪教育大学においては，地元の教育委員会との組織的・持続的連携が充分ではなかった。特に，既設大学院については，制度上の問題もあり，＜設置の背景と求められる教育研究組織＞(e)で述べたような教員像を実現するためのカリキュラムや指導方法を学習者に提供することに限界があった。

そこで，大阪教育大学では，地元の教育委員会との連携の下，教育現場のニーズに応える実践的指導力の育成にその教育研究の力点を置く，教職大学院を設置することが急務であると判断するに至った。

大阪教育大学が設置を目指す教職大学院では，地元教育委員会との強い連携の下，上述したように，実践的指導力の育成に特化した教育内容の編成，事例研究・グループワーク・ワークショップ等のアクティブラーニング等の指導法の導入，これらの指導を行うための研究者教員と実務家教員の共同による指導体制の確立等を実現する。

(c) 教職大学院設置の意義

こうした性格を有する教職大学院の設置には，実践的指導力を有する教員の輩出に留まらず，教員養成の今日的モデルを学内に提示するという意義もある。＜大阪教育大学の現状と課題＞で述べたように，大阪教育大学の卒業生の教員採用率が80%に満たない現状は，大阪府下の教育委員会との連携が充分ではなく，大阪の学校現場のニーズに応える内容・方法が教員養成カリキュラムに備わっていないことがその要因の一つと考えられる。この点に照らせば，教職大学院の設置の意義は，大阪教育大学の学部及び修士課程の教員養成カリキュラムに対して，実践的指導力の育成に資する教育内容・方法のモデルを提示し，

その取り組みを促進・発展させることができる点にあるといえる。

実際、教職志望学生を対象に平成 25 年秋に実施したアンケート調査では、『学部の教育課程だけで教壇に立つのは不安である』という回答をしている学生が、連合予定の三大学とも 70%程度に達した。これらの学生たちの要請に応えるためにも、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院の設置が必要である。

なお、設置時においては入学定員 30 名という比較的小規模の研究科としてスタートさせる計画であるが、大阪教育大学では今後、既設大学院の教員養成機能を教職大学院へ移行することを基軸とした大学院改革を加速させる。また、教職課程を有する大学が多数立地する大阪の地理的基盤を活かし当該大学との連携を活発化させ、もって本件教職大学院設置の狙いの一つである「大阪における教員養成の拠点形成」を実効的なものとする。

<連合による研究科を設置する必要性と意義>

【現状と課題】

大阪教育大学は、広域の中核的教員養成大学であり、地元大阪の教員養成に責任を持つ必要がある。この認識のもと創設以来大阪の小・中学校教員を中心として数多くの教員を輩出してきているが、<大阪教育大学の現状と課題>で述べているとおり、地元大阪の学校教育現場のニーズが大学全体の教育課程において、十分に反映できていない状況がある。

一方、中・高等学校教員の養成にあっては、古くから私立大学による開放制のもとの教員養成が展開されており、多くの教員が輩出されてきた。今回、同じ大阪にあり、連合を予定している関西大学、近畿大学も、大阪における特に中・高等学校の教員養成に重要な役割を果たしてきた。しかしながら、両大学の教員養成システムにおいても、現代的教育課題に対応した実践的な教育課程の構築の点で課題も少なくない。

【連合する意義】

(a) 専門職大学院の目的

近年の科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化に伴い、多様な経験や国際的視野を持ち、高度で専門的な職業能力を有する人材の社会的・国際的な活躍が一層期待されるようになった。

このような社会的な要請に対応すべく、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」(専門職大学院設置基準第 2 条第 1 項)を明確な目的として、高度専門職業人の養成に特化した大学院の修士課程(専門大学院)が制度化された。この目的のもと、専門職大学院は、平成 10 年の設置以来、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する重要な役割を担ってきた。

(b) 連合する意義

以上のような専門職大学院の設置目的に鑑みれば、その設置及び運用には、社会的要請に応え得る相応の内実を伴っていなければならないものと考えられる。翻ってみるに、本

学にとっては本件教職大学院設置が実現すれば初の専門職大学院設置となること、専門職大学院の設置・運用の経験に富んだ関西大学・近畿大学との協働を通じて、社会的要請に堪え得る「内実」を備え、もって高度専門職業人の養成に寄与することができるものとする。

実際、両者は多くの学部を有する総合大学であるとともに、専門職大学院の設置も積極的に展開しており、専門職大学院における人材養成のノウハウを有している。すなわち、大阪に所在する私立大学としては、工業系単科大学が有する1研究科を除いたすべての専門職大学院が両者により設置されており、多様な人材養成や専門職大学院における人材養成に関する社会的信頼が高い。

さらに、次のデータが示す教諭採用数並びに教員免許取得者数は、連合を予定している関西大学及び近畿大学がともに大阪における教員養成に重要な役割を担ってきたことを示すものである。実際、大阪に所在する私立大学では、両大学のみが主要5教科すべてを網羅する教員免許状取得が可能な環境を整えている。

各大学の学部数及び専門職大学院設置状況

大学名	学部数	教職修士 (専門職)	会計修士 (専門職)	臨床心理士修士 (専門職)	法務博士 (専門職)
大阪教育大学	1	×	×	×	×
関西大学	13	×	○	○	○
近畿大学	13	×	×	×	○

大阪における教諭採用数専有率（3大学合算・大学独自調べ）

小学校	中学校	高等学校
約 19%	約 22%	約 23%

教員免許状取得者数と現役学生の公立学校教員の合格者数（単位：人）

		H23	H24	H25			H23	H24	H25
関 西 大 学	小学校	54(21)	63(24)	58(32)	近 畿 大 学	小学校	--(27)	--(4)	--(9)
	中学校	252(25)	321(33)	366(25)		中学校	254(59)	323(60)	356(56)
	高等学校	507(21)	529(19)	608(17)		高等学校	343(4)	399(7)	446(6)
	合計	813(70)	913(76)	1032(74)		合計	597(90)	722(71)	802(71)

()内は合格者数を示す。

近畿大学においては、大学間連携による通信教育課程を利用した免許取得者は数に含んでいない。

これらの理由から、地元大阪の教員養成のさらなる資質向上を実現するためには、まずは大阪の教員養成に重要な役割を果たしてきた三大学により、教職大学院の充実を第一義に連携関係を組成し、この連携を通じて各大学の教員養成機能の充実に繋げる仕組み作りが求められる。具体的には以下のような取組みを行う。

○教職大学院をモデルとした学部段階の教員養成システム改革

「大阪教育大学大学院連合教職実践研究科（以下「本研究科」という）」は、地元教育委員会との強い連携に基づいた実践的指導力の育成に特化した教育内容、事例研究やグループワーク、ワークショップ等のアクティブラーニングなど効果的な教育方法、これらの指導を行うにふさわしいバランスがとれた研究者教員と実務家教員による指導体制などを実現した教職大学院であり、それとの接続を意識した学部段階の教員養成システム改革を実施する。

○専任教員の派遣

両大学とも教育学部を有していないため、教職を目指す学生を支援するための専門部門が設けられており、関西大学は教育推進部教職支援センターが、近畿大学は教職教育部が、その任にあっている。三大学が連携して教職大学院を設置し、さらにそれを基に学部の教員養成機能の充実を目指すために、連携をする両大学から専任教員が教職大学院に派遣される。

当該専任教員は、両大学において、学部の教職課程の授業を担当し、その運営と改善にあっている。そのような教員が、大学間をつなぐ重要な役割を担い、年間を通じて特定の曜日に派遣元の両大学の学部教職関連授業科目の講義や教職支援、教職指導に従事することで、本研究科の成果をリアルタイムで還元する。

○組織的な連携

三大学の副学長他で組織した「大阪教育大学大学院連合教職実践研究科連絡協議会」を〔資料1〕、その下に三大学連携で「教職課程充実に向けた検討部会（仮称）」を、さらに、三大学の副学長と大阪府・大阪市・堺市の教育委員会幹部で組織する「大阪教育大学大学院連合教職実践研究科連携会議」〔資料2〕をそれぞれ設置する。

特に、「大阪教育大学大学院連合教職実践研究科連携会議」は、本研究科の教育内容を継続的に意見集約する場として機能し、大学間並びに関係教育委員会との組織的な連携を通じて、本研究科の充実発展のみに留まらず、三大学の学部段階における教員養成機能の強化充実が実現される。

なお、「連合による教職大学院設置の必要性」と「組織的かつ継続的に連携を行うための方策」のイメージは〔資料3〕に示す。

【将来的展望】

本研究科は、設置時においては三大学連合でのスタートとするが、設置後は大阪地区のより多くの大学の参画を積極的に働きかけ、本研究科の規模の拡大並びに教育課程の充実を継続的に推進し、さらに大きな枠組みで大阪の教員養成の高度化を担う。

＜理念と目的＞

本研究科の教育上の理念は、教育委員会や学校現場との密接な連携の下での教員養成や現職教育を通じて、次世代の教育及び社会の発展に寄与する教員を輩出することである。

大阪においては、子どもたちの学力向上が極めて重要な課題である。加えて、いじめの問題、不登校、学級崩壊、所謂モンスターペアレントの問題等、学習指導の他にも対応すべき問題も学校現場で増加し、かつ、深刻化している。そこで、本研究科は、こうした事情に鑑み、教員志望学生や現職教員に上記の課題に即応できる実践的知識・技能を獲得させるとともに、「学び続ける教員像」に合致した自らの実践的知識・技能を拡充するための視点と方法を獲得させ、もって教師教育の一層の実践化と高度化を図ることを目的とする。

この理念や目的を踏まえ、本研究科は、大阪教育大学を基幹大学として、関西大学、近畿大学との連合により組織し、大阪教育大学内に設置する。連合を構成している関西大学や近畿大学は、中学校教員や高等学校教員を多数養成し、大阪の教員養成において重要な役割を果たしてきた。大阪教育大学では、小・中学校教員をはじめとして、初等中等教育に関わるすべての免許種の教員養成に携わるとともに、大阪府下の教育委員会と連携して現職教員の研修にも関与してきた。

このような三大学が連合して教職大学院を組織し、それぞれが有する教員養成・現職教育に関するノウハウや人的・物的資源を共有することで、教育問題の解決に資する実践的知識・技能を有する教員の輩出を加速化するとともに、組織としての問題解決を牽引することのできる中核的な立場の教員の創出を充実させる。さらに、大阪における教員養成・現職教育に対して、その高度化のモデルを提供し、教員養成や現職教育に関わる機関が連携するための拠点を形成する。

さらに、本研究科は、その教育課程の編成や具体的な指導体制において、既存の大学院教育学研究科の場合とは異なるアプローチを採用する。

まず、カリキュラム、学習指導、生徒指導、学級・学校経営等に関する大学院生の実践的知識・技能を高めるために、大阪府下の教育委員会と連携してその教材を準備する。例えば、人権教育や特別なニーズを必要とする子どもに対する教育等、教育における多様性に関する実践的知識・技能の育成を標榜する科目を整備し、それを探究するための活動として、事例研究やグループワーク、ワークショップ等のアクティブラーニングを導入する。

その過程においては、省察（リフレクション）と学びあい（カンファレンス）を重視し、研究者教員と実務家教員、学校実習を実施する連携協力校の教員から成るチームによる協力教授の体制の下で、大学院生が理論と実践を融合して学べる環境を整える。

＜関係教育委員会との連携＞

【各教育委員会と教育課程の編成】

本学大学院における教員養成機能の改革に関する本格的な検討は、平成22年度当初から、大学院（教職大学院を含む。）における教員養成の強化充実方策等に関する課題や論点の整理等を行うためのワーキンググループ設置を皮切りに、それに続く大学院改革専門委員会の設置等によって、教職大学院の設置を含め大学院における教員養成機能の高度化・充実化に向け検討・議論を進め、平成24年度末までには教職大学院設置に向けた準備を行う旨審議決定された。その決定に伴い教職大学院設置準備室が設置され、平成27年4月mき9j開設に向けた本格的な検討が始まった。

教職大学院を設計する上で、社会変化に起因する学校現場における様々なニーズに対応した教育課程を備え継続的に対応していくためには、関係教育委員会との密接な関係構築が必要である。そこで、これまで構築していた関係教育委員会との連携関係をさらに実質的なものにし、教職大学院を制度設計するため積極的な意見交換を行った。

平成24年9月からは、大阪府・大阪市及び堺市教育委員会との間で、教職大学院の設置に関し意見交換を行い、それに続きカリキュラム設計を行う上で関係教育センター（大阪府・大阪市・堺市）と平成25年3月から5月にかけて数回の意見交換を行った。これら意見交換の席上、大阪府下では、教員の年齢構成の特徴として40代を中心とした中堅教員層が他府県に比べ著しく薄くなっており、今後の学校管理職や教員組織の中核となるスクールリーダーの養成が急務となっている旨や、教育委員会の指導主事の若年化が進む中、その養成も喫緊の課題であり、教育委員会との連携に基づく教育課程を実現した教職大学院に期待する旨が示された。それらに加え、学校現場のニーズとして「ICT教育」「いじめ問題」「特別支援関係」「小学校英語」「理科教員の育成」等これらの教育課題への対応が非常に重要であるとの示唆があった。

さらに、平成26年5月には、大阪府教育委員会から「大阪教育大学連合教職大学院への要望書」[資料4]が発出、学校教育の重要課題である5項目が提示され、次表のように反映させた。コースや科目の設定、専任教員の配置等の対応を行った。

大阪府教育委員会からの要望（５項目）についての本研究での具体的な対応

大阪府教育委員会からの要望（５項目）	本研究科での具体的な対応
指導主事（候補）・管理職（候補）の育成	学校マネジメントコース及び指導主事錬成プログラムの設定，授業科目の設定「大阪の学校づくり」及び学校マネジメントコース科目全般と研修関係科目全般，学校管理職や指導主事経験者がある専任教員の配置
発達障がいのある児童生徒への指導・支援の充実方策	授業科目の設定「特別ニーズ教育の理論と実践」「課題をかかえる子どもへの実践的対処法」，特別支援教育関係の専任教員の配置
授業力向上方策（学力向上方策）	授業科目の設定「専門職としての教員」「教育研究方法演習」「学習開発研究演習（英語）」「学習開発研究演習（理科）」「ICT環境の活用」，専任教員の配置（ほぼ全ての者が対応）
指導に課題がある教員への指導・支援方法	授業科目の設定「学校組織マネジメント」「校内研修のマネジメント」「校内研修のコンサルテーション」，学校管理職や指導主事経験者がある専任教員の配置
生徒指導，人権教育の充実	授業科目の設定「生徒指導と教育相談の実践的課題」「生徒指導の心理と方法」「問題行動等への実践的対処法」「人権教育の課題と実践」，心理関係及び人権教育関係の専任教員の配置

本研究科では，これらの要望や意見を踏まえて養成する人材像及びコース設定をはじめ，共通科目の内容を含めた科目設定へと繋げている。また，教員組織を構成する上で上記の教育課題に対応するため，特にその分野を専門とする専任研究者教員を配置し，単なる講義の開講に留まることなく，学校実習科目や課題研究科目において長期にわたり特定課題について指導が行える体制を整えている。

教育課題	専任教員名
ICT教育	富田 福代，寺嶋 浩介
いじめ問題	家近 早苗
特別支援関係	野田 航
小学校英語	柏木 賀津子
理科教員の育成	秋吉 博之

【各自治体の教育政策との連携】

関連する各自治体では様々な教育政策が展開されている。大阪府においては大阪府教育振興基本計画[資料5]の重点取組の1つに教員の資質能力の向上が掲げられており、本研究科に対する要望の中では教職大学院の設置には意義があると評価されている。

大阪市では、教員の資質向上に資することのできる指導的立場の教員を育成することを目的に大阪市教育振興基本計画において「大学院キャリアアップ派遣研修」[資料6]が制度化され、本研究科もその対象大学院として認識されている。また、堺市では、「未来をつくる堺教育プラン」[資料7]で大学との連携により、教科指導等の専門的知識と実践的な力量、組織マネジメント力を備えたリーダー教員の養成し、校内研修をサポートする支援システムの構築が重点取組として位置づけられている。

このように各教育委員会では本研究科に対して教員の資質向上の場として期待され、一定数現職教員学生として派遣が検討されている。

【本研究科を通じたキャリアアップとキャリアパス】

大阪府では、近年、団塊世代の校長や教頭を含むベテラン教員の大量退職に伴う若手教員の大量採用が進み、学校現場では年齢構成の偏りが大きな問題となっており、これに付随して管理職候補者の有資格年齢となる教員が著しく少ない状況となっている。併せて、有資格者の管理職への受験率の低下により、一段と管理職離れが進んでおり、校長・教頭の人材不足の状況にある。

一方、若手教員については、組織の一員としての資質・能力や教員の専門性等を中心に焦点が当てられ、中・長期的に考える教員のキャリアパスに関しては、これからの課題と位置づけられている。加えて、次世代の学校経営やスクールリーダーを担うべき人材を確保し、しっかりと意識させて育成していくことも喫緊の課題と考えられている。

このような状況の中で、関係教育委員会では、厳しい財政状態であることに加え、教員の退職者が増大し教員・講師の確保すら困難な状況下にも拘わらず、現職教員を対象としたコースが設定された教職大学院の設置は意義あるものとして考えられている。もっとも、本研究科への教員の派遣については『本研究科の教育内容が実践力の向上に具体的に結びつくものであることが必要である』との見解が示され、本研究科での具体的な教授を求める項目が明示されている。[資料4]

このため、本研究科の教育内容が実践力の向上に具体的に結びつき、キャリアパスとしての機能を備えるために、継続的に関係教育委員会との協議の場を設け検討を続けている(下記に示す【本研究科設置後の教育委員会との組織的な連携】参照)。

この他、人事交流による本研究科の担当教員(実務家教員)として教育研究に従事する者を受け入れ、人事交流期限終了後は教育委員会や教育現場の管理職として復帰する人事制度や、本学附属学校に人事交流で着任している公立学校教員には、内地研修制度を活用して年間4人程度を本研究科で受け入れ、人事交流終了後には公立学校の指導的教員や指導主事として復帰する制度の運用が予定されている。[資料8]

【本研究科設置後の教育委員会との組織的な連携】

平成 25 年 8 月 29 日に、連合教職大学院を設置するにあたり、大阪府教育委員会、大阪府教育委員会、堺市教育委員会並びに関西大学、近畿大学との連携のもと、教育内容その他必要な事項について意見集約を行うための組織「大阪教育大学連合教職大学院設置に関する連携会議」を立ち上げた。[資料 9]本研究科設置後は、「設置に関する連携会議」を継続的に発展させ、本研究科のための意見集約の場として「大阪教育大学連合教職実践研究科連携会議」を設置することが関係機関と確認されている。[資料 2]

さらに、その下に専門部会を置き、現職教員の派遣条件の調整やコース毎のカリキュラム内容、学校実習の方法、教育センターで行われている初任者研修の活用方法、その他連携協力に関する詳細な事項について定例的に連携方策を検討することとしている。

また、各教育委員会や教育センターの指導主事等が本研究科における現職教員の学びの場へ参画することで、両者の連携体制を具体化する。例えば、学校実習や実践課題研究の計画や結果報告の際には、教育委員会のスタッフにも、指導助言者としての役割を果たしてもらおう等の措置を講ずる。

<教育研究上の数量的・具体的な到達目標>

大都市部における大量採用の時代から、少子化に伴う学校教員採用減少の時代への転換を間近に控え、豊かな人間性や社会性の基礎的資質の上に高度な教職実践能力を持った新人教員に対する大きなニーズがある。学部段階の教職課程や教員養成教育を基盤として、さらなる教職への理解を踏まえ、実践的な指導力や人間力を獲得する新人教員の育成を目指し、本研究科開設後は、学部卒学生における修了者の 90%以上が教員として採用されることを目標とする。

大阪の現在の教員構成は 40 代を中心とした中堅教員層が極めて薄くなっており、今後の学校管理職や教員組織の中核となるスクールリーダーの養成の必要が高まっている。また、若年化傾向が見られる指導主事等の力量形成についても各教育委員会からその必要性が指摘されているところである。本研究科における現職教員学生のコース修了者全員が将来管理職に任用されることを目標とする。

(2) どのような教員を養成するのか

連合を構成する関西大学、近畿大学からは、教育学部ではない一般学部において教職課程を履修し中学校・高等学校一種免許状を取得した学部卒学生が、大阪教育大学からは、教育学部での教員養成カリキュラムを経て小学校・中学校等の一種免許状を取得した学部卒学生が、本研究科に入学することを想定している。また、それ以外の大学の教育学部や一般学部からの進学者も想定される。

これらの多様な学びの背景を持った学部卒学生に対して、また、現職教員学生に対し、

それぞれの課題意識や個性を伸長するカリキュラムを提供しつつ、次のような教員の養成を目指す。

○実践的知識・技能を豊かに有する教員：

教員は、汎用なスキルや総合的な人間力を基盤としつつ、学習指導、生活指導にわたって子どもに密に関わり、そのニーズを把握し、それに合致した働きかけをきめ細かく展開しなければならない。教員には、その際に必要となる実践的知識・技能を有することが求められる。

そして、教員が子どもたちの経験、習熟の程度、学習スタイル等々の多様性に応ずるためには、その実践的知識・技能にはかなりのレパートリーが必要であり、臨床の場でこれらを発揮する際に的確な意思決定を下すための実践的思考力を備えていることも望まれる。

○自ら学び続けることができる教員：

教員は、求められる実践的知識・技能を拡充し続けて、新しく出現する教育課題に対して適切かつ効果的に対応しなければならない。これを実現するために、教員には、「自ら学び続ける」態度が欠かせない。

○同僚や他の専門家等と協働できる教員：

学校現場には、様々な生活環境にある児童や生徒がおり、その中で生ずるいじめや暴力行為・不登校などの問題、あるいは学力保障や学力向上の課題などに対応するためには、教職員が協働して問題解決にあたる必要がある。あらゆる子どもの人権を保障するために、同じ子どもたちの成長に責任を負う教師集団として、同僚と学びあい、学校として組織的に問題解決に参画する姿勢が各教員に強く求められる。

さらに、自分たちの専門性を活かすと同時に、保護者や地域住民、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の多職種の専門家と連携して様々な課題を解決していく姿勢とその実行に必要とされる協働性を持った教員であることも、今日の教員には不可欠である。

○学校や地域の教育を組織的に牽引する教員：

学校は、急激な社会の変化やそれに伴うニーズの多様化に対応するために、個人の力量に依存することの多かったこれまでのあり方から、組織の力量を高めそれを活用するあり方へと変化する必要がある。それゆえ、あらゆる教員が組織の一員として働く視座と方法を会得する必要があると同時に、それを牽引するためのリーダーシップに関する実践的知識・技能に長けた教員の存在が不可欠となっている。

イ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、大阪の教員養成を担う主要な私立大学と連合〔資料 10〕することで、それぞれの大学の教育研究資産を生かしながら、地域の教育課題の解決に寄与し、激動の時代に対応する教育を担うことのできる教職実践力に優れた教員の養成を目指している。特に、自ら学び続けることによって、高度な教職実践指導力を獲得できる資質の開発をねらいとする専攻であることから、名称を、「大阪教育大学大学院 連合教職実践研究科 高度教職開発専攻」〔連合構成大学：基幹大学 大阪教育大学、連合参加大学 関西大学、近畿大学〕とし、学位の名称は、「教職修士（専門職）」とする。なお、本研究科及び学位名称の英文表記は、以下のとおりとする。

School of Advanced Professional Development in Education,
The United Graduate School of Professional Teacher Education,
Osaka Kyoiku University

M. Ed. (Master of Education)

〔資料 11 連合教職実践研究科高度教職開発専攻の全体像〕

ウ 教育課程の編成の考え方及び特色

（１）目指す人材像とコースのデザイン

本研究科は、現職教員学生に対しては、学校や地域において指導的・中核的な役割を果たすための確かな指導理論と高度で優れた実践力・応用力を備えた中核的中堅教員として活動する力を養成すること、学部卒学生に対しては、実践的な指導力・展開力を備える新しい学校づくりの有力な担い手として自ら積極的に取組み、将来的に学校や地域の教育を牽引できる教員として協働する力を養成することをその目的とする。

また、この両者に共通して目指す人材像のコンセプトとして、「自ら学び続けるとともに他者との連携を深めて組織をリードできる教員」であるとともに、「学校の教育課題に関連する自らの強みを生かして組織で協働できる教員」となることとする。教職大学院の制度設計の中で示された、共通科目や学校実習科目の考え方を２つの柱としながら、質の高い理論と実践の往還を通じて、多様な資質能力を持った教員の個性を発展させ、学校や地域の教育をリードして連携・協働できる教員の養成を目指す。

(a) 学校マネジメントコースの人材像

大阪府教育委員会，大阪市教育委員会，堺市教育委員会との協議の中で，教員の年齢構成に大きな偏りが生じており，特に，30代後半から40代の中堅教員の層が非常に薄く，近々，管理職の不足が非常に深刻な問題として現れることが指摘されている。そこで，これまでの大阪教育大学における実践学校教育専攻のスクールリーダーコースを改め，次世代の管理職を養成するために一定の経験を持った現職教員を対象とした「**学校マネジメントコース**」を本研究科において新たに構想することとした。

学校の将来の管理職を目指す教員が，リーダーシップを発揮しながら，学校と地域が一体となって目標を達成するためのマネジメントプロセスを学ぶものであり，学校づくりの理論・政策・実践を結びながら総合的に考察する力を獲得する。大阪においては，学校のマネジメント改革についての様々な動きがあり，これらに柔軟に対応しつつ，基礎的な理論をしっかりと身に付けた教員を実践的なトレーニング環境の中で養成する。

特に，学校マネジメントに加えて，学校安全や危機管理に関する知識や技能を修得し，大阪における教育課題の十分な理解をとおして，学校や教育委員会における将来の管理職としての資質能力を身に付けて活躍できる人材，新しい環境に柔軟に対応しながら地域の教育の発展に寄与できる人材を養成する。

(b) 教育実践コーディネートコースの人材像

いわゆる「学び続ける教員」の育成には，個々の教員が自らの資質能力を高める方法論を修得するようデザインされた研修が提供される必要がある。また，その内容も，学習指導要領の改訂などに応じて，常にリニューアルされなければならない。各学校や教育研究会，教育センター等において，教員研修を企画運営する立場にある人材に対して，質の高い教員研修をコーディネートする際の視点と方法の獲得が，現職教員を対象とした「**教育実践コーディネートコース**」の一つの目的となる。

また，大阪における学校現場の課題としては，校内研修の活性化と若手教員の育成，いじめや不登校の解決のための地域住民・保護者との関係づくり，などのテーマが指摘されている。これらの課題解決は教員個人のレベルで完結するわけではなく，組織としての課題解決のためのコーディネート力を養成することが求められている。そこで，これらの学校現場の課題に対応するとともに，授業研究，カリキュラム開発や生徒指導などを進めるための校内・行政研修の様々な手法や実践事例を獲得するとともに，生徒指導に関する心理や方法などの理論的な背景知識を持って実践的な解決を図り，学校や地域で主導的な役割を果たすことのできる中核的な現職教員を養成するためのコースとして設定する。

当該コースでは，コース所属学生のうち，経験の浅い指導主事を対象として，教育委員会や教育センター等で働きながら，研修・指導に関する方法論や課題解決力を修得し，地域の教育における将来の中核的指導者となるための力量の形成を目指す人材養成プログラム（指導主事錬成プログラム，詳細はP19参照）を用意する。

なお、近年大量退職に伴う教員需要動向の変化から、大阪府公立学校採用選考テストでは、社会人対象の選考が行われており、総じて年齢が高い者が新人教員として採用される例が見られる。このため、当コースにおいては、教職経験3年という比較的経験年数が浅い教員でもその対象としている。

(c) 教育実践力開発コースの人材像

学部卒学生についても、上記の「学校マネジメントコース」や「教育実践コーディネーターコース」のねらいと共通に、自ら学び続けることによって将来の中核的中堅教員として成長するための基礎的な資質能力を獲得することを目指すものとして「教育実践力開発コース」を設定する。特に、教科や特定課題において出現する様々な教育テーマに即した問題解決を可能とするため、理論と実践を結び、新たな教育内容や教育方法を開発して学校や地域で共有することができるような資質能力を養成する。

大阪の教育では、多様な児童・生徒の実態に基づいた教育課程及び授業の構想力・展開力・省察力に加えて、特にグローバル化やICT化、あるいは特別支援に関する理解を深めた教員の養成が必要とされており、これからの学校に必要な協働による課題解決力を核とした教育実践力を開発し、変化する時代に対応して自ら学び続ける将来の中核的教員としての力量の形成を目指す学部卒学生のコースとする。

なお、連合教職大学院として、教育学部を持たない関西大学や近畿大学からの一定数の学生を受け入れることにも配慮しながら授業内容の設計を行う。

高度教職開発専攻のコースの構成

連合教職実践研究科 高度教職開発専攻 30名 (専門職学位課程)			
School of Advanced Professional Development in Education			
コース	入学定員	対象	内容
学校マネジメント	5	現職教員等 勤務経験 8年以上	教育実践の実績を積んでおり、さらに組織運営の役割を担う経験を持った現職教員等を対象とする。本コースの履修者は、学校の組織マネジメントに関する理論的な知識に加え、分析力、判断力、調整力などの実践的なマネジメント力を修得する。修了後は、学校経営や教育行政において管理職の役割を果たすことができる人材として学校教育に貢献していく。
教育実践コーディネート	10	現職教員等 勤務経験 3年以上	教育実践の実績を積んでいる現職教員等を対象とする。本コースの履修者は、教職に関わる理論と実践を結び、授業研究、カリキュラム開発や生徒指導の方法論を修得する。修了後は、教員組織をコーディネートし、教員集団の実践力形成に中心的な役割を果たし、学校や地域の研修や課題解決の活動をリードする中核的教員としての役割を果たすことのできる人材として学校教育に貢献していく。 当該コースでは、経験の浅い指導主事を対象として、教育委員会や教育センター等で働きながら、研修・指導に関する方法論や課題解決力を修得し、地域の教育における将来の中核的指導者となるための力量の形成を目指す人材養成プログラム(※指導主事錬成プログラム)を用意する。
教育実践力開発	15	学部卒学生等 一種免許状 取得者	小・中・高等学校一種免許状を持つ学部卒学生等を対象とする。コース履修者は、多様な児童・生徒の実態に基づいた教育課程及び授業の構想・展開・省察力、そしてこれからの学校に必要な協働による課題解決力を核とした教育実践力を修得する。修了後は、変化する時代に対応し、教育実践を力強く編み出していく人材として、学校教育に貢献していく。

※指導主事錬成プログラム

大阪においては中堅教員の層が非常に薄くなっており、教育センター等の指導主事の若年化が進んでいるため、指導主事を対象とした資質能力の開発プログラムの必要性が指摘されていた。すなわち、経験の浅い指導主事は、マネジメントやコーディネーションの観点を適切に組み込んで学校づくりや研修づくりを指導する経験が質及び量の両面において

欠けている。そのため、これらの両側面からの資質や力量を強化する必要性が生じている。

そこで、本研究科における「教育実践コーディネートコース」において、教育委員会の経験の浅い指導主事を対象とした「指導主事錬成プログラム」を用意し、その資質能力の強化を図るとともに、併せて、本研究科と教育委員会の連携による研修プログラムの開発を促すものとする。

このプログラムは、教育実践コーディネートコースに所属する学生のうち経験の浅い指導主事を対象として、教育委員会からの推薦を条件に、指導主事としての力量形成に寄与する内容のコース科目を、教育実践コーディネートコースの必修コース科目（4科目8単位）に加え、学校マネジメントコース科目からプログラムの指定科目として設定し、履修可能とする。

具体的には、学校マネジメントコース科目のうち「学校戦略論（2単位）」、「学校組織開発論（2単位）」、「スクールリーダーシップ論（2単位）」、「学校安全と危機管理（2単位）」の計4科目8単位から2科目4単位を修得することで、コース科目の履修要件を満足したものとしてコース科目の修得とプログラム修了を認定する。

これによって、学校のマネジメントや、行政研修・校内研修に関する広い視野を持って、教員が協働して課題に取り組むためのコーディネート力を備えた、中核的な立場の指導主事として成長することが可能な人材を養成する。

（2）教育課程の概要

本研究科の教育課程は、大きく次の3つの部分から成り立っている。

まず、本教育課程の基礎を成す部分として、実践的指導力を高度化するために全てのコースの学生が共通に履修する「共通科目」と「学校実習科目」を設ける。次に、学生の属性ごとに各コースの目的に合わせて、その特徴を伸ばすために設定された「コース科目」を、さらに、自らの課題意識を深めつつ、共通科目、学校実習科目、コース科目における学びを統合して、課題解決力の形成を図るための「課題研究科目」を用意する。

各コースにおける体系的な教育課程を編成していることを[資料12]に示す。

<理論と実践の融合>

教職の理論的な基礎を構成する共通科目は1年次に配置するとともに、5領域の基礎共通の内容については、第1 Semesterでほぼ全ての学生が履修できるよう設計する。その上で、5領域の応用発展の内容や、各コース科目を第2 Semester以降に配置している。

また、学校実習科目については、1年次から2年次に渡るすべてのSemesterに配置して、共通科目やコース科目における理論的な学びを、学校実習科目における実践的な学びと往還させながら進められるようにしている。さらに、共通科目やコースの必修科目では、原則として研究者教員と実務家教員がペアで担当することとし、理論と実践をつなぐ複数

の視点による授業が実施されるとともに、単なる座学だけではなく、様々なワークショップや現場での体験を含めた授業方法も設定されており、カリキュラム全体で理論と実践の融合の観点を通底させている。

本研究科の4つのカテゴリーの開講科目数とその必要単位数や履修学年を整理したものが次の表であり、修了要件は46単位となっている。共通科目などで共通に開講される科目数を厳選するとともに、選択科目の導入によって履修の自由度を確保している。

高度教職開発専攻	必要単位数	開講科目数	開講年次
共通科目	20	12	1/2
学校実習科目	10	4	1/2
コース科目	12	24	1/2
課題研究科目	4	2	2
合計	46	42	-

共通科目での学びは、この課題解決に資するものとして理解されるべきであり、学校実習科目では、理論と実践の往還により実践的に課題解決へのアプローチがなされる。

「課題研究科目」では、各コースにおける目標を踏まえながら自分が持っている課題あるいは所属する学校や連携協力校の抱えている課題などを**実践課題研究テーマ**として設定する。あるテーマを発見して「学校現場における実践的な課題」として明確に認識し、それを解決するための方法を選択し、主体的にアプローチするものとする。これは、各学生が、本研究科全体の学びをどのように統合して進めるかと深く関わるものであるため、入学当初からテーマ発見についての指導を受けつつ、全体の学びを進めていく必要がある。

「コース科目」では、各コースで目指している人材像に則した必修科目を4科目8単位設定するとともに、教育委員会から提示されている大阪における教育課題で、特に現職教員学生あるいは学部卒学生の立場で深める必要があるとされている科目を、コース毎の選択科目として設定しており、この中から学生のニーズに合わせて2科目4単位（このうち1科目2単位については他のコース科目を履修可とする）を履修する。これらの科目群を通じて、課題解決のための理論や技術を獲得するとともに、最終的には、これら学びのプロセスを総合して課題研究報告としてまとめることになる。[資料12]

(3) 教育課程と授業科目の特色

本研究科のカリキュラムは、共通科目、学校実習科目、コース科目、課題研究科目の4カテゴリーで構成し、課程の修了に必要な単位数を46単位とする。各科目の概要と特色は次のようになる。

[共通科目]

現職教員学生及び学部卒学生など、全ての学生が共通に履修する共通科目として、「**教育課程の編成及び実施に関する領域**」，「**教科等の実践的な指導法に関する領域**」，「**生徒指導及び教育相談に関する領域**」，「**学級経営及び学校経営に関する領域**」，「**学校教育と教員の在り方に関する領域**」の5領域の科目及び指定科目を設定し、これらから必修及び選択を合わせて20単位を修得する。なお、5領域のそれぞれにおいて、共通基礎的な内容の1科目（2単位）を必修とし、発展応用的な内容の1科目（2単位）を選択必修とする。

共通科目のうち、5領域の内容に割り当てられているものからは、16単位履修することになるが、各領域の共通基礎の科目を必修として押さえながら、発展応用の科目を選択とすることで一定の履修の自由度を確保し、多様な学生の状況に合わせて効果的な学びを進められるように配慮している。

5領域に加える指定の必修科目としては、学校現場における実践的課題を解決する研究開発力養成の基礎となる科目として、「**教育研究方法演習（2単位）**」と、学校現場における人権教育の改善・充実を図るための基礎となる科目として「**人権教育の課題と実践（2単位）**」を設定する。前者は、理論と実践の往還を実現するためには、実践的課題へのアプローチにおいて適切な研究手法を選択して適応するための広い知識と技能が不可欠であるため、各科目において共通的に用いられる研究手法について、具体的な事例を踏まえて学ぶ科目として設定する。

授業科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する目標

5 領域	一般目標	到達目標
(1) 教育課程の編成・実施に関する領域	<ul style="list-style-type: none"> 各学校種を通じた教育課程の編成方法とその関連の在り方を理解し、カリキュラムマネジメントの方法を修得する。 各学校の実情を踏まえて、当該校の教育課程全体を編成し、教員集団をリードしてその実施を進める力量を獲得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の変遷と現行の学習指導要領の特徴を整理できる。 現行の学習指導要領の特徴に基づき、教育課程編成事例を分析・評価できる。 所属校等の学力実態を踏まえた教育課程編成案を策定できる。
(2) 教科等の実践的な指導方法に関する領域	<ul style="list-style-type: none"> 全教科・全校種に共通する教科等の授業の在り方を体系的に理解し、授業計画、教材研究、指導・評価の方法を修得する。 他教科や他学年との関連を踏まえて、特定の授業の構成や立案について、他の教員への指導・助言・評価する力量を獲得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的・基本的学力の確実な修得を実現するための、多様な授業の実践的手法をその理論と共に理解する。 それらの手法を、実際の授業の場面で活用することを通して、自らのレパトリーの一つに組み込むと共に、その特徴を実証的に考察できる。
(3) 生徒指導、教育相談に関する領域	<ul style="list-style-type: none"> 各学校種の児童生徒の生徒指導上の諸課題を総合的に理解し、発達段階に応じた代表的な指導方法を修得する。 各児童生徒の生徒指導上の諸課題に対し、適切な指導方法を選択して他の教員への指導・助言する力量を獲得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在学校現場で、生徒指導や教育相談で課題となっている問題を理論的に理解し、実際の事例をあてはめることができる。 基礎的メカニズム理解に基づいて、現場での実践的対処方法を考えて実践することができる。
(4) 学級経営、学校経営に関する領域	<ul style="list-style-type: none"> 組織としての学校やその基本単位としての学校の在り方を理解し、地域・保護者・他機関との関係の構築法を修得する。 学校において、その実情や特徴を把握しながら経営計画を立て、実施に指導的な役割を果たすための力量を獲得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の集団づくりの手法を知り、効果的な学級経営を実践できる。 学校経営に関する制度を理解し、校外の機関や人材との連携や協働を進められる。 学校のマネジメントと評価の理念・方法を理解して立案し実践できる。
(5) 学校教育と教員の在り方に関する領域	<ul style="list-style-type: none"> 社会の中における学校の役割と望ましい専門職としての教員としての在り方を理解する。 教育実践者としての自己を省察するとともに、他の教員との学び合いの中で教員の資質能力の向上をリードする力量を獲得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職の意義を踏まえ、専門職としての教員に求められる資質能力を考えられる。 学校における同僚性を理解し、組織の一員として教員が果たす役割を考えられる。 現在の教育課題を理解しつつ、自分が追究する実践課題を明確化して実践できる。

※共通科目（5領域）以外の科目については、別添のシラバスに到達目標を示している。

[学校実習科目]

① 構成

学校実習科目は、すべて必修科目とし、「基本学校実習Ⅰ・Ⅱ（各2単位）」と「発展課題実習Ⅰ・Ⅱ（各3単位）」の計4科目10単位を修得する。発展課題実習Ⅱにおいては、学生にできるだけ様々な教育環境を経験してもらうことを主眼とした内容の選択プログラムを3テーマ設けており、激しく変化する教育環境に対応し、様々な教育のあり方を俯瞰的な視点で把握するための体験的基盤を確立することをねらいとしている。

実習に参加するための要件を特に設けているわけではないが、基本学校実習と発展課題実習は、第1 Semesterから第4 Semesterにわたって配置しており、共通科目の必修科目を学んだ後に、コース科目や各選択科目、課題研究科目などを学び、理論と実践を往還させながら、これを深めるための発展課題実習を履修することになる。

② 実習形態

「基本学校実習Ⅰ・Ⅱ（各2単位）」と「発展課題実習Ⅰ・Ⅱ（各3単位）」は、連携協力校の設定する教育研究テーマや課題と教職大学院生の学修計画とのマッチングを図りながら、適切な実習形態を選択し、教員免許状を取得している学生が実習先の連携協力校の教員と教職大学院専任教員の指導を受ける形で実施される。

特に現職教員学生については、自らの実践を振り返ることで相対化し、さらに伸ばすべき自らの資質能力の育成を、生涯にわたる職能成長の視点で計画する機会とする。教職大学院の実習は、学部段階の実習とは本質的に異なり、学生自身が研究テーマや目的、内容・方法を明確に計画して実施する実習であり、理論と実践の往還を実感し、理論を媒体に教育実践を実践知に変換する資質能力を得ると同時に課題解決に資する能力の育成を目指す。

実習形態は、次の3つのパターンを典型としながら、教職大学院と連携協力校が学生の課題や学びの状況を踏まえた上で、2単位科目では60時間以上、3単位科目では90時間以上を確保するように、柔軟に設定できるものとする。

標準型：6週間にわたり、毎週2回（2単位科目では1回5時間、3単位科目では1回7.5時間）、連携協力校において、連続的に実習を行うことで理論と実践の往還を進める。

短期型：短期間（週4回、3週間程度）にわたり、教科指導や学校行事等を短期集中的に体験し、共通科目やコース科目で学んだ理論を踏まえた実践的な課題解決に取り組む。

長期型：長期間（週1回、12週間程度）にわたり、生徒指導、学級経営、教育課程の編成をはじめ学校の教育活動全体について総合的に体験し、学校現場における課題を発見し、実践的に考察し俯瞰する機会とする。

③ 実習方法

「基本学校実習Ⅰ（２単位）」では、主免許種の学校における実習を、「基本学校実習Ⅱ（２単位）」では、主免許種の学校に加えて隣接する学校種での実習をも可能として、大阪教育大学の附属学校、関西大学の併設校、近畿大学の附属学校を含む大阪府下の連携協力校で実施する。なお、学校マネジメントコースにおいては、基本学校実習や発展課題実習において、管理職養成につながるマネジメント全般を体験できる内容で実施する。基本学校実習においては、現職教員学生と学部卒学生で構成される**実習ラーニングコミュニティグループ**を組織し、このグループにおける現職教員学生の原籍校において学部卒学生が実習を行うことで、学校実習の円滑な運用と課題発見や課題解決にチームとして取り組む能力を育てる。この場合、現職教員学生による学部卒学生の指導についても、現職教員学生の若手教員に対する指導力や、協働力を醸成するための内容として、現職教員学生の実習科目の中の設定項目に位置付けて実施するものとする。指導主事錬成プログラムにおいては教育センターなどでの実施も可能である。

「発展課題実習Ⅰ・Ⅱ（各３単位）」は、基本学校実習等で発見し、課題研究科目で設定した課題に則した実習を行うものである。実習先としては、基本学校実習と同様の各連携協力校や指導主事錬成プログラムにおいては教育センターなどで実施するものとする。なお、「発展課題実習Ⅰ・Ⅱ（３単位）」においては、教員としての視野を広げ、俯瞰力を高めるために、様々な教育環境を体験するためのプログラムを３つ設定している。各プログラムの実習は１機関あたり３０時間相当であり、発展課題実習Ⅰ・Ⅱのそれぞれにおいて、このいずれかのプログラムを選択した場合は、通常の９０時間の実習を６０時間に減じて、基本学校実習の場合の実習形態に準じて実施する。

「行政研修プログラム（３０時間）」は、大阪府、大阪市、堺市などの教育委員会で実施されている初任者研修等の一部に参加、あるいは参画することで、行政研修の在り方を学ぶものであり、学部卒学生が教員として採用された場合には、初任者研修の講義や演習のうち、行政研修実習において履修したものを免除することも考えられる。また、現職教員学生においては、研修の企画や実施段階での支援に加わることで、行政研修について実践的に学ぶことが可能になる。単に、外部の研修を利用するだけでなく、大学に戻ってこれらの振り返りや課題整理の討議、あるいは複数の教育委員会における研修の在り方を比較検討してフィードバックする。

「他学校・他機関プログラム（３０時間）」は、特別支援学校、中学校の夜間学級など、小学校・中学校・高等学校以外の様々なタイプの教育機関における多様な学びや指導の在り方を体験することで、自らの活動を相対化して位置づけるとともに、学びに対する柔軟な発想を身につけ、激しく変貌を遂げる教育現場への対応力を養成するものである。また、社会的視野を広げ、学校に生起する種々の課題を解決するために諸機関との連携を進めることができるよう、学校以外の場における実習を行うものとする。例えば、困難な課題をかかえた児童生徒をサポートする諸機関等における体験的な実習を実施する。

「他地域・海外学校プログラム（30 時間）」では、国内他地域の教育機関における優れた教育実践や特徴のある取り組みとの実践交流などを行うものに加えて、国際交流協定大学などに関係する学校を対象とした短期の実習を行うが、その企画や調整などの海外交流における様々な準備活動についても授業の一環として扱い、学生が主体的に参画することによって実習プログラムを実施する。また、その準備過程として、国内における留学生や他大学の外国語環境を利用した交流プログラムの実施を含むことも考えられる。

〔コース科目〕

学校マネジメントコース、教育実践コーディネートコース、教育実践力開発コースの各コースの特徴を踏まえた内容の科目をコース科目として設定し、コース必修科目を4科目、コース選択科目を2科目（うち1科目は他のコース科目を履修可とする）、合計6科目（12単位）修得する。これによって、各コースのねらいにふさわしい人材の養成を目指す。

なお、各コースの目的は、コース科目だけで達成されるのではなく、共通科目や学校実習科目などとの関連のもとで、課題研究科目で統合される学びによって実現される。

学校マネジメントコースのコース科目では、学校の組織づくりのプロセスやPDCAにおけるマネジメントについての知識・技能・態度を養うとともに、学校の組織開発について理論・政策・実践の側面から学び、学校の組織特性をふまえて実践事例を検討することにより、学校の組織開発と教育活動の組織化を進めるスクールリーダーシップの実践的基礎を培うことを目的とする。さらに、学校安全や危機管理について、学校種ごとに実効性のある安全教育・安全管理の展開方法と危機対応（リスク・マネジメント）への基本的な姿勢の習得を目的とする。

教育実践コーディネートコースのコース科目では、教員や学校の授業力を高めるための校内研修や、行政研修の在り方について学ぶとともに、校内研修の企画・運営を担当する教師（研究主任等）に必要とされるマネジメントに関する知識やスキルを獲得する。また、その企画・運営の方法についての理解を深め、同僚や学校等の実践に対するコンサルテーションの力を培うことを目的とするとともに、教育センター等における行政研修の企画・運営の視点と方法を獲得する。さらに、大阪における多様な生徒の実情に応じた生徒指導を進めるための基礎となる、生徒の心理についての理解を深める。

教育実践力開発コースのコース科目では、授業の設計・実施・評価の様々な手法を学び、その手法を授業の中で活かせるように構築したパフォーマンス課題で達成度を確認するとともに、学級風土や教師の指導・信念といった要因が子どもの学校適応に与える影響を理論的に理解し、実践の現場で応用できる力を身につける。また、困難を抱えた子どもを包摂する社会的・制度的な仕組みを理論的かつ実践的に学ぶとともに、大阪の課題として必要とされている特別なニーズのある子どもの教育について、主要な障害種別ごとの基本的課題を理解して教育方法を修得することを目的とする。さらに、理科教員不足、ICTを活用した教育の推進やグローバル化に対応した教育の展開に資する内容の科目を履修して、

新しい学校づくりの有力なメンバーとして期待される教員の養成につなげる。

【課題研究科目】

教職大学院（専門職学位課程）では、既設の修士課程における修士論文は課されていないが、学生自らが明確な意図と達成目標を持った実践課題研究テーマを設定して、時間をかけて課題解決を探究する経験をすることは、教職大学院における学びを統合するものとして非常に重要な役割を果たす。これによって、学校実践の現場における課題を自ら発見し、共通科目やコース科目等で学んだ方法論に基づいて課題解決を行うための基礎的な訓練が可能になる。課題研究科目は、2年次の前期・後期に設定され、学校実習科目等とも関連させながら、学びを進めていくものとする。その結果を最終的には**実践課題研究報告書**としてまとめ、さらに研究発表と審査を経て単位を認める。

本研究科における開講授業科目一覧

	必要単位	開講科目	備考	単位数		開講期	
共通科目	二〇単位	教育課程の編成実施	教育課程編成の今日的課題	共通基礎	2	必	1
			学校を基盤とするカリキュラム開発	発展応用	2	選	2
		教科等の実践的指導法	学習指導の実践的展開	共通基礎	2	必	1
			今日的学力と実践的指導	発展応用	2	選	2
		生徒指導、教育相談	生徒指導と教育相談の実践的課題	共通基礎	2	必	1
			課題をかかえる子どもへの実践的対処法	発展応用	2	選	2
		学級経営、学校経営	学校経営と学級経営の理論と実践	共通基礎	2	必	1
			大阪の学校づくり	発展応用	2	選	集
		学校教育と教員の在り方	専門職としての教員	共通基礎	2	必	集
			教師力と学校力	発展応用	2	選	集
			教育研究方法演習	共通基礎	2	必	集
			人権教育の課題と実践	共通基礎	2	必	3
学校実習科目	一〇単位	基本学校実習Ⅰ	免許種学校	2	必	1	
		基本学校実習Ⅱ	(隣接免許種学校も)	2	必	2	
		発展課題実習Ⅰ	課題研究と連動	3	必	3	
		発展課題実習Ⅱ	課題研究を深化	3	必	4	

コ ー ス 科 目	十 二 単 位	学校マネジメント	学校戦略論	(※)	2	必	2
			学校組織開発論	(※)	2	必	1
			スクールリーダーシップ論	(※)	2	必	集
			学校安全と危機管理	(※)	2	必	4
			教育改革と学校改革		2	選	集
			学校コミュニティ論		2	選	集
			学校組織マネジメント		2	選	集
		教育実践コー ディネート	校内研修のマネジメント		2	必	1
			校内研修のコンサルテーション		2	必	2
			行政研修の企画・運営		2	必	集
			生徒指導の心理と方法		2	必	3
			児童生徒の発達と実践的課題		2	選	3
			問題行動等への実践的対処法		2	選	集
		教育実践力開 発	教育評価の理論と方法の実践的探究		2	必	集
			学級づくりへの実践的アプローチ		2	必	2
			社会的包摂のための教育の実践的探究		2	必	3
			特別ニーズ教育の理論と実践		2	必	2
			学習開発研究演習（英語）		2	選	1
			学習開発研究演習（理科）		2	選	1
			国際教育比較実践交流		2	選	集
Eラーニング			2	選	1		
I C T環境の活用			2	選	集		
道徳教育の理論と方法			2	選	3		
特別活動の理論と方法			2	選	3		
課 題 研 究 科 目	四 単 位	実践課題研究 I		2	必	3	
		実践課題研究 II		2	必	4	

(※) 指導主事錬成プログラムにおける指定選択科目，ここから2科目4単位を履修することに加え，教育実践コーディネートコースの必修コース科目4科目8単位を履修することでプログラムの修了を認定する。

エ 教員組織の編成と考え方

(1) 実務家教員と研究者教員の配置と比率

本研究科の専任教員は18名（研究者教員9名＋実務家教員9）とする。教職大学院の目指す実践と理論の融合を効果的に実現するために、実務家教員の割合が専任教員全体の4割以上となっていることから、本研究科においても、実務家教員を9名と設定した。研究者教員は、実践学校教育講座及び教職教育研究センターからの移籍によるものとして、不足するポスト2名については平成26年度中に新規採用する。実務家教員は、9名のうち2名を見なし実務家教員（兼任教員）とし、残りの7名は、交流人事などの一定の流動性を持った教員を主として構成する。

なお、研究者教員及び実務家教員18名のうち、2名は連合大学院を構成する他大学の教員（各大学1名の派遣）によって充当する。設置時においては、実務家教員のうち2名について、本研究科を構成する関西大学の教職支援センター及び近畿大学の教職指導部からそれぞれ1名ずつ派遣し、大阪教育大学の天王寺キャンパスで本務につくとともに、年間を通じて各大学の学部の教職関連授業科目の講義や教職支援、教職指導において本研究科の成果を還元する働きをすることになり、各大学の学部段階の教職課程の改善をすすめる。

(2) 科目などに応じた教員の配置

本研究科の授業科目は、共通科目やコース科目の必修科目においては、一部（「学校安全と危機管理」、「人権教育の課題と実践」、「特別ニーズ教育の理論と実践」など）を除き、原則として、教職経験を持ち、あるいは教育現場をフィールドにして研究を行ってきた研究者教員と実務経験を豊富に持ち現在の教育現場の課題について詳しく知る実務家教員がチームとなって協働で担当し、教育現場が直面している諸課題に対応し得る実践力向上に取り組んでいくことを狙いとしている。

また、学校実習科目についても、研究者教員と実務家教員がともに担当する。特に、実務家教員は学校現場あるいは教育センターなどにおける実践的な指導経験や知見を活かしつつ、各学生が理論と実践に渡る多様な視点で学校実習科目における課題に取り組むことができるよう配慮している。

(3) 既設学部等の教育研究水準の維持

規程上の定年に達している教員はいないが、学年進行中に規程上の定年に達する教員が1名存在する。定年に達した後は、特任教員として採用することとしている。

なお、本研究科の専任教員のうち、研究者教員7名について、実践学校教育講座から6

名，教職教育研究センターから1名がそれぞれ転籍する。これに関連して，（1）実践学校教育講座では，修士課程の実践学校教育専攻及び学部小学校教員養成5年課程の平成27年度からのカリキュラム改正を実施するとともに，学校教育分野及び心理学分野の教員を各1名採用することで，全体として教育水準を維持発展させることのできる条件を整備している。また，（2）教職教育研究センターが主に担ってきた，教育実習，免許更新講習，教職教育開発などの業務についても，平成27年度中にセンター教員を新規に補充する予定であり，引き続き，今日的な教育課題と要請によりの確に対応するため，本学と地域社会を結ぶ研究と教育実践の拠点としての役割を担うことが可能となっている。

また，教職教育研究センターや附属学校園に所属するみなし実務家教員（兼担）についても，それぞれの組織における本来業務の軽減について配慮するものとするとともに，教職大学院においても通常の実務家教員との業務分担を工夫することで，過重な負担を生じないように十分に注意する。

専任教員の担当領域

	区分	担当領域	備考
1	研究者	4. 学級経営及び学校経営	教育経営学
2	研究者	1. 教育課程の編成及び実施	教育方法学
3	研究者	2. 教科等の実践的な指導法	教育方法学
4	研究者	5. 学校教育と教師の在り方	教師教育学
5	研究者	3. 生徒指導及び教育相談	学校心理学
6	研究者	5. 学校教育と教師の在り方	教師教育学
7	研究者	2. 教科等の実践的な指導法	教育方法学
8	研究者	3. 生徒指導及び教育相談	学校心理学
9	研究者	2. 教科等の実践的な指導法	教育方法学
10	実務家	4. 学級経営及び学校経営	教育経営学
11	実務家	5. 学校教育と教師の在り方	教師教育学
12	実務家	3. 生徒指導及び教育相談	教育方法学
13	実務家	4. 学級経営及び学校経営	教育経営学
14	実務家	1. 教育課程の編成及び実施	教育方法学
15	実務家	5. 学校教育と教師の在り方	教師教育学
16	実務家	2. 教科等の実践的な指導法	教育方法学
17	みなし実務家	1. 教育課程の編成及び実施	教育方法学(教職教育研究センター)
18	みなし実務家	2. 教科等の実践的な指導法	教育方法学(附属天王寺小学校)

兼任教員の担当科目

	所属	担当科目	人数
1	特別支援教育講座	特別ニーズ教育の理論と実践	8
2	学校危機メンタルサポートセンター	学校安全と危機管理	4
3	(名城大学)	スクールリーダーシップ論	1
4	(同志社女子大学)	教育改革と学校改革	1
5	(大阪大学)	学校コミュニティ論	1
6	(兵庫教育大学)	学校組織マネジメント	1
7	学校教育講座	児童・生徒の発達と実践的課題	3
8	実践学校教育講座	生徒指導の心理と方法	1
9	(奈良教育大学)	問題行動等への実践的対処法	1
10	国際センター	国際教育比較実践交流	1
11	情報科学講座	Eラーニング	1
12	(関西大学)	人権教育の課題と実践	1
13	(近畿大学)	道徳教育の理論と方法	1
14	(近畿大学)	特別活動の理論と方法	1
計		14	26

(4) 連合する大学から派遣される教員の異動による連携関係への影響

設置時においては、本研究科を構成する関西大学の教職支援センター及び近畿大学の教職教育部から1名ずつ派遣され、その教員は、各大学をつなぐ役割のうち、教職教育の改善に関して各大学にフィードバックすることについて重要な役割を担うものと考えている。これについては、「大阪教育大学大学院連合教職実践研究科連絡協議会」(平成27年4月1日設置予定・サ管理運営で詳細記載)の下に、派遣教員を含む3大学から選出された教員で組織された教職課程充実に向けた検討部会を設置することで対応することとし、教員の異動があった場合でも影響を及ぼさないよう、組織的に継承するシステムを導入する。

また、大学間の主たる連携に関する協議は、各大学の副学長を中心として組織された「大阪教育大学大学院連合教職実践研究科連絡協議会」で継続的に検討を行うこととしており、教員の異動による連携関係の影響を最小限に抑えている。

オ 教育方法，履修指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

本研究科においては，小学校・中学校・高等学校教諭のいずれかの一種普通免許状を1つ以上取得している者の入学を前提として，標準修業年限を2年とする。

本研究科は，現職教員学生の通学の便宜を図るため，平日の18時以降や土曜日に交通至便な天王寺キャンパスで講義を開講することとし，無理なく通学できるよう計画している。加えて，現職教員の履修の便宜等に配慮して，「長期履修学生制度」（修業年限3年）の利用も可能とする。

また，すべての学生にタブレット端末を常時携帯させて，共通のポータルサイトやポータルフォリオシステムを活用しながら，学びのコミュニティ形成を促進する。なお，本研究科の各科目については，2人以上の教員が協働で担当し，共通科目やコース科目の必修科目については，研究者教員と実務家教員がそれぞれ含まれることを原則とする。

(2) 履修指導の方法

本研究科においては，専任の研究者教員と実務家教員が連携して，教育課程全体の編成・運営に責任を持つものとする。授業の方法としては，いわゆる講義スタイルが中心になるのではない。各科目の到達目標と，学生の内的な学習動機を強く結びつけるところから始まり，グループ討議，模擬授業，ロールプレイ，ワークショップ，フィールドワーク，学び合い，反転授業(*)などを組み合わせることにより，学生の主体的な学びであるアクティブラーニングを中心とした方法によるものとする。

本研究科においては，学校マネジメントコースと教育実践コーディネートコースが現職教員学生を対象としたコースとして，教育実践力開発コースが学部卒学生を対象としたコースとして設定されているため，コース科目に関しては，それぞれのニーズに合わせた授業展開を行うことになる。一方，共通科目では，原則として，現職教員学生と学部卒学生が共に学ぶことになる。しかしながら，上に述べたように，これらの授業は講義中心で構成されるわけではないので，授業の中で，互いの経験を踏まえた役割分担をしながら学びあうことによって，両者が混在して学ぶことのメリットを生かす。

*反転授業 (Flipped Classroom) : 「教室で講義による知識伝達型の授業を受け，家で復習して知識を定着する」という一斉授業のパターンを反転させて，「家でウェブ (動画) による講義を受けて知識を習得した後，教室ではこれをもとに議論やグループワーク，発展的な課題に取り組む」という形式の授業のこと。

(3) 成績評価と修了要件

共通科目，学校実習科目，コース科目の成績評価における評価基準は複数の観点から成り立つものとし，基準となる要素（授業中の発言，活動の記録，中間レポート，期末試験など）ごとの配点をシラバスであらかじめ明示する。各科目は複数の専任教員によって担当されることを原則とするため，複数の評価者による総合的な判断がなされる。

修了要件は，共通科目 20 単位，学校実習科目 10 単位，コース科目 12 単位，課題研究科目 4 単位，合計 46 単位以上を満たすことであり，それぞれの科目区分において必修指定があるものについては，それを修得する必要がある。

学生が本研究科に入学する以前に大学院で履修した単位は，本研究科で開講している科目に相当するものであるかどうかを審査した上で 23 単位を上限として各科目区分の単位として認定することができる。例えば，現職教員などが科目等履修制度その他のプログラムによって本研究科の科目をあらかじめ履修した場合も含まれるものとする。なお，各学年における登録科目の単位数の上限は，36 単位とする。

課題研究科目における実践課題研究の成果報告が，修士論文に代わる修了レポートとして課され，修得したすべての科目の成績と実践課題研究テーマに関わる**実践課題研究報告書**及びそのプレゼンテーションの評価によって学修の修了を総合的・最終的に確認する。

(4) 履修モデル時間割

学校実習科目の実施形態によって，時間割の構造が定まることになるが，ここでは，週 2 回 6 週間にわたって連携協力校で実習を行う標準型の例を示している。基本学校実習 I・II では 1 回 5 時間，発展課題実習 I・II では，1 回 7.5 時間の実習となるため，それぞれ大学の時間割においては，1～3 限，1～4 限と表現している。実習の実施曜日は相手先の学校や機関に依存するため，これ以外の曜日に実施されることもある。また，平日の共通科目の開講時間はこれと重ならないように，6 時限目（18:00-19:30）以降を中心として設定している。

現職教員学生の 2 年次において，大学院設置基準の第 14 条特例による場合，必要な科目を夜間の 6 時限目（18:00-19:30）と 7 時限目（19:40-21:10）に開講する。

[1年次]

共通科目 (20 単位)・学校実習科目 (4 単位)・コース科目 (8 単位)

⇒ 計 32 単位

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00-10:30)		基本学校		基本学校		
2 (10:45-12:15)	← - -	実習 I / II	- - - -	実習 I / II	- - →	
3 (13:05-14:35)						共 5a・共
4 (14:50-16:20)						4b(隔週)
5 (16:25-17:55)					(自主学習・サ ークル活動)	
6 (18:00-19:30)		共 4a/共 3b	共 3a/			
7 (19:40-21:10)		共 2a/共 2b	共 1a/共 1b	コ 1/コ 2		

集中 (8月 B) : 共通科目 6

集中 (9月中) : コース科目 5.6

[2年次]

学校実習科目 (6 単位)・コース科目 (4 単位)・

課題研究科目 (4 単位) ⇒ 計 14 単位

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00-10:30)		発展課題実		発展課題実		
2 (10:45-12:15)	← - -	習 I・II	- - - -	習 I・II	- - →	
3 (13:05-14:35)						
4 (14:50-16:20)						
5 (16:25-17:55)					(自主学習・サ ークル活動)	
6 (18:00-19:30)	共 7 /					
7 (19:40-21:10)	/コ 4			課 1/課 2		

集中 (8月 A) : コース科目 3.7

集中 (冬期) : 共通科目 5b

共 : 共通科目 (数値は, 1 教育課程の編成実施, 2 教科等の実践的指導法,
3 生徒指導, 教育相談, 4 学級経営, 学校経営, 5 学校教育と教員の在り方,
6 教育研究方法演習, 7 人権教育の課題と実践, に対応している。
5 領域の必修を a, 選択を b として, 1a~5b などで表現した。)

コ : コース科目, 課 : 課題研究科目

各コースにおける履修時間割モデルを [資料 13] に示す。

(5) 長期履修学生制度

本研究科においては、職業を有している等の事情のため標準修業年限（2年）で修了することが困難である、主に現職教員を対象に、修業年限を3年間に延長することにより計画的に教育課程を履修することができ、かつその間の授業料の年額の負担を軽減することができる。

申請資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ①職業を有する者
- ②育児、介護等の事情を有する者
- ③その他研究科長が認めた者

長期履修制度を利用した学生に対しては、学生の勤務する学校現場や個人の事情に応じ、ゆったりとしたペースで授業や指導が受けられるよう大学として最大限の配慮が必要であるため、次のような履修指導をすることを計画している。

- a. 入学時の4月に3年間にわたる履修計画について指導を行う。
- b. 時間割を学生の履修しやすいよう配慮しながら編成する。また、学生が長期に休業できる夏季休業期間等を活用し、弾力的な履修ができるよう配慮する。
- c. 学生の学修計画や研究課題と、履修科目の内容が合致するように履修指導を行う。
- d. 学校現場(勤務校)で生じる課題について助言を行い、授業に出席しやすくなるよう配慮する。
- e. メール等を有効に活用し、学習等に関する相談や、授業の事前、事後指導を行う。

カ 施設・設備等の整備計画

(1) 校舎等施設の整備計画

天王寺キャンパス西館3Fのうち理科実験室等を除く、685㎡を本学の本研究科の主要活動施設として使用する。この他に、天王寺キャンパス中央館の研究室や講義室、演習室等を活用する〔資料14〕。また、夜間や土・日曜日の活動に支障が出ないように、必要な箇所については電子カードキー等による施錠管理を行う。

(a) 講義・演習室

西館3Fに本研究科用として、第1講義・演習室(66㎡ 40名収容)と第2講義・演習室(66㎡ 40名収容)を設置する。

また、協働学習スペース(105㎡ 60名収容)を設置することで、演習の一部やワークショップなどを実施できるようにする。複数の授業が重なる場合は、西館2F

の第8～第10講義室(66㎡40名収容～44㎡20名収容,主に免許更新講習等や公開講座等で利用されている),天王寺キャンパス中央館の演習室なども併せて活用する。

(b) 院生用自習室

西館3Fに本件研究科の院生用自習室として,第1院生室(66㎡30名収容)と第2院生室(66㎡30名収容)を設け,それぞれ個人用机・パーソナルコンピュータを配置して,キャンパスネットワークへのアクセスを保障し,デジタル資料閲覧や情報検索,コミュニケーションの環境を整える。院生には本学のキャンパスネットワークのアカウントが与えられ,本研究科のデジタルコミュニティへの自由なアクセスを可能にする。また,デジタル教材開発・印刷室(44㎡)を設けて,コンピュータ周辺機器や複写機などを集中配置して,ICT関係の授業や演習でも活用する。

(c) 教員研究室

西館3Fに専任教員等のための研究室(22㎡)を11箇所と,中央館にみなし教員のための研究室1室(共同利用)を含む研究室6室を設置する。

(2) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学附属図書館は,図書が約867,300冊(分館65,610冊),逐次刊行物が約10,200タイトル(分館1,000タイトル),電子ジャーナル7,600タイトル,AV電子資料15,000点(分館1,000点)を保有し,本研究科の学生も利用可能である。特に天王寺キャンパスには附属図書館の天王寺分館が設置され,職員4名体制の運営によって,授業期間においては平日13:00～21:30(土曜13:00-21:00),休業期間の平日10:30-19:00の開館時間に利用サービスが提供されている。また,閲覧座席数は96席あり,利用者用端末も24台設置されており,二部の小学校教員養成5年課程の学生や教育学研究科実践学校教育専攻の学生と共同で利用することができる。

本研究科では,上記の附属図書館の天王寺分館の利用だけではなく,協働学習スペースなどに,共通科目で設置される5領域やその他の関連分野の図書や電子メディア教材を,約700冊程度整備して,学生が常時自由に活用できる環境を提供する予定である。

キ 既設学部(修士課程)との関係

研究科	専攻	現行定員	入学定員	
連合教職実践研究科	高度教職開発専攻（昼間，一部夜間）	-	30	
教育学研究科	教員養成課程系 13 専攻（昼間）	130	115	
	学校教育専攻	16	15	
	国語教育専攻	8	6	
	社会科教育専攻	16	15	
	数学教育専攻	8	7	
	理科教育専攻	18	14	
	英語教育専攻	6	6	
	家政教育専攻	6	5	
	音楽教育専攻	12	11	
	美術教育専攻	12	10	
	保健体育専攻	10	10	
	特別支援教育専攻	12	10	
	技術教育専攻	3	3	
	養護教育専攻	3	3	
		実践学校教育専攻（夜間）	30	15
		教養学科系 4 専攻（昼間，一部夜間）	61	61
	健康科学専攻（夜間）	21	21	
	総合基礎科学専攻	16	16	
	国際文化専攻	12	12	
	芸術文化専攻	12	12	
	合計	221	221	

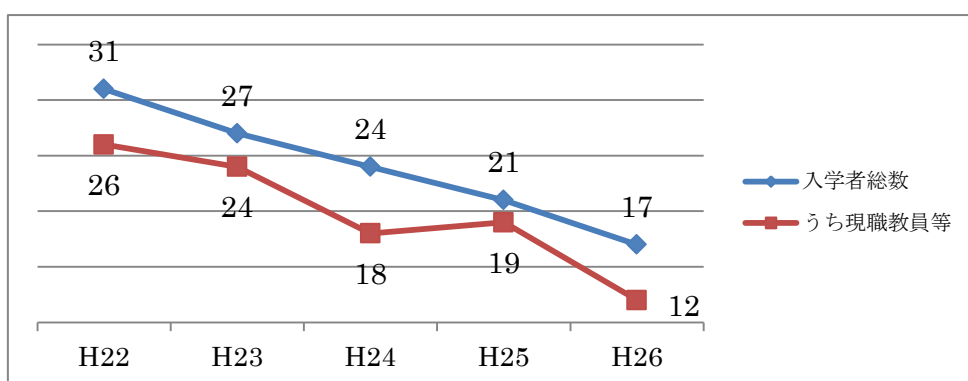
大阪教育大学の教育学研究科（修士課程）においては、その目的が「学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする」とされている。

修士課程の教員養成課程系 13 専攻（教養学科に基礎を置く 4 専攻を除く）においては、従来の専門分野の研究能力の養成を教科内容の高度な理解・探究能力により結びついたものにすると同時に、教育実践関係科目の教育内容や教育方法をさらに充実させるなど、よ

り実践力の高い教員の養成を目指す必要がある（＜大阪教育大学の現状と課題＞を参照）。ここでの教員養成の目指すべき教員像としては、教科に関する十分な知識に裏付けられた教材や授業の開発力に優れた教員のイメージがあてはまる。また、学校教育専攻においては、教育学、心理学、幼児教育学、道徳教育学の4つのコースを設け、「教育科学や人間科学的な視点に立って、子どもたちの指導や学校経営ができるようになるための研究、並びに教育科学そのものの研究を深めることによって、教育の場で指導的な役割を担える人材を養成する」ことを目的とすることとなる。

また、**修士課程の実践学校教育専攻**は、平成8年に専ら夜間に授業を行う夜間大学院として設置され、現在30名の定員による3コース制（スクールリーダーコース、教職ファシリテーターコース、授業実践者コース）が敷かれている。その目的は「主として現職教員や新人教員を対象に、学校におけるリーダーシップの理論と実践、授業分析・授業診断の理論と技術、授業実践の基礎理論と実践的指導力等、教職の高度化のための教育研究を深め、教育現場において指導的役割を担える人材を育成することを目指す」こととされた。

実践学校教育専攻の入学状況は、次の表に示すとおりであり、現職教員や社会人などで80%以上占めているが、近年は定員（入学定員30名）を充足していない状況にある。



この状況は、主として対象としていた現職教員学生に、学校現場が抱える課題に充分に対応した理論と実践の往還を基本とし、実践的指導力を養成するカリキュラムや教育方法が提供できていなかったことによると考えられる。これは、これまでの地元教育委員会との連携が意見交換の場にとどまり、学校現場での課題やニーズを把握する機能を充分に果たしてこなかったことに加え、現教育学研究科修士課程の制度上の限界もあり、カリキュラム改革等では対応できない。

これを打開するためには、地元教育委員会との密接な連携のもとで現場のニーズに則したカリキュラムを提供するとともに、教員等の派遣制度を構築し、大学院で学んだことが教員個人にのみ還元されるのではなく、その教員を派遣した教育委員会や学校に還元されるシステムを構築することが不可欠である。このため、実践的指導力を備え、学校現場で活躍する中核的な教員を養成するための教育課程を備えた教職大学院を設置することとし

た。これにより、新しい学びへの対応、学校現場での今日的課題への対応、管理職を目指す人材の養成などを進め、教員の資質能力の高度化を図る。今回、本研究科を設置するにあたっては、現職教員を対象とした現在の実践学校教育専攻の目的やその取組みの趣旨は、本研究科へと引き継ぐこととした。このため、本研究科の研究者教員は、実践学校教育専攻からの移籍を中心（9名の研究者教員中、6名を実践学校教育専攻からの移籍）に組織することとした。

また、現職教員学生の受入れにつき、本研究科にその役割が移行されることから、現職教員学生の通学の便宜を図るため現任校での学校実習を可能とし、加えて平日の18:00以降や土曜日に交通至便な天王寺キャンパスで講義を開講することとし、無理なく通学できるよう計画している。

今回の本研究科設置時点では、実践学校教育専攻は、構成する個別の専門分野の教員が連携しながら推進している「教科や各分野の連携によって展開してきた教育」の本研究科とは相いれない部分について、公立の現職教員学生以外のニーズがある。そのため、3コースを廃止した上で入学定員を半減し、教科教育の深化を目指した私立学校現職教員や看護系大学卒業者（理学療法士など）のキャリアアップ、教育学部第二部（夜間学部）を卒業した者を主な対象者として、平成27年度に教科や特定テーマなどを中心としたカリキュラム改正を行うこととする。

なお、今後は早急に、既設大学院（修士課程）における教員養成機能を教職大学院へ移行することを進め、その移行の中で実践学校教育専攻についても、教員養成機能の役割の全てを教職大学院が担うことを予定している。

一方、**教職大学院の高度教職開発専攻**においては、10単位の学校実習科目等における様々な実践フィールドでの実習等をカリキュラムの中心に据えながら、共通科目、コース科目などにおける理論的な学びと実践的な学びを組み合わせ、学校あるいは自分が持つ課題をテーマとして課題研究科目を中心に理論と実践の往還を進めることで、実践的指導力の養成を図るものである。これに加えて、学校マネジメントコースにおいては、学校におけるリーダーシップの理論と実践を統合して、将来の学校経営を担う教員の養成を目指すものとする。

ク 入学者選抜の概要

本研究科に入学する学生は、既に教員免許状（一種）を有する者（取得見込含む。）で、実務経験を有する現職教員学生（指導主事等を含む）、あるいは実践的環境の中でスキルアップを目指す学部卒学生であり、学生定員は30名（現職教員学生15名、学部卒学生15名）とする。

(1) 出願資格

出願資格は、大学卒業（卒業見込含む。）、あるいはそれと同等以上の学力を有する者で、以下のいずれかに該当するものとする。

(a) 現職教員（指導主事を含む）としての勤務経験を有する者

- ・学校マネジメントコースにあつては、原則として8年以上の勤務経験を有する者
- ・教育実践コーディネーターコースにあつては、原則として3年以上の勤務経験を有する者

(b) 教員免許状（一種）を有する者（取得見込含む。）

(2) アドミッション・ポリシー

本研究科が目指す人材像は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <p>(a) 現職教員学生は、学校や地域において指導的・中核的な役割を果たすための確かな指導理論と高度で優れた実践力・応用力を備えた中核的中堅教員</p> <p>(b) 学部卒学生は、実践的な指導力・展開力を備える新しい学校作りの有力な担い手として自ら積極的に取組み、将来的に学校や地域の教育を牽引できる新人教員</p> |
|--|

本学のアドミッション・ポリシーは、学部・大学院を通じた全体に対して、1. 基本理念・目標、2. 求める学生像、3. 入学者選抜の基本方針から成り立っている。そこで、2. 求める学生像の（学部）（大学院）の次に、（教職大学院）として、次の項目を加える。

2. 求める学生像

（学部）

- ・子どもの未来への使命感と教職への意欲や強い関心を持つ人
- ・教員として教育現場を担える十分な基礎学力と旺盛な探求心を持つ人
- ・幅広く専門分野を学ぶことにより広い視野や柔軟な思考力の修得をめざす人
- ・現代社会への幅広い関心と自らの課題意識を持って積極的に社会参画をめざす人

（大学院）

- ・教職に関する高度な知識の修得と学校教育の今日的課題の探求に意欲を持つ人
- ・自らの教職経験をもとに専門的な教職能力の向上や開発に意欲を持つ現職教員
- ・高度な先端知識の修得と複雑かつ多様な課題の解決能力の修得に意欲のある人
- ・現職経験をもとに自らの職能向上や研究能力の修得に意欲のある社会人

(教職大学院)

- ・ 学校や地域の指導的・中核的な教員として高度で優れた実践力の獲得をめざす現職教員
- ・ 新しい学校づくりの担い手として自ら学び続けることで実践的指導力の獲得をめざす人

(3) 選抜方法

以下のような小論文と口述試験によって選抜する。

小論文：今日的な教育課題の中から出題する。

(ただし、教育委員会から推薦を受けた教員については所定の課題レポートを出願時に提出し、これを小論文に代替するものとして扱う)

口述試験：出願時に提出される**学修計画書**の記載内容などに則して行う。

(4) 入学試験

原則として、以下の日時と場所で入学試験を実施する。

日時：9月(第1次募集)と2月(第2次募集)の2回行う

場所：大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 大阪教育大学柏原キャンパス

(5) 想定される入学者

以下のような者が入学者として想定される。

- ・ 大阪府下の教育委員会等から派遣または推薦され、将来、学校の管理職として重要な役割を果たすことが期待される現職教員や指導主事など
- ・ 大阪府下の教育委員会等から派遣または推薦され、学校の教育活動において中核的役割を果たすことが期待される現職教員や指導主事など
- ・ 教職に関する高度な実践的知識の修得や今日的課題の探究に意欲を持ち自ら学び続けようとする現職教員や指導主事など
- ・ 教員養成系学部の卒業者で教員を志望する者
- ・ 教員養成系学部以外の卒業者で一種教員免許状を有しており、教員を志望する者

ケ 教職大学院において取得できる免許状

取得できる教員免許状は、以下のとおりである。

幼稚園教諭専修免許状，小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，
技術，家庭，英語）

高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，
工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，工業，
英語，情報）

なお，本研究科では，教員免許状（一種）を有しない者の入学は認めていない。また，一種免許状に対応する専修免許状以外の他の免許状を取得することを原則として認めない。

コ 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法を実施する場合

本研究科入学定員のうち，学校マネジメントコース及び教育実践コーディネートコースの計15名については，大阪府教育委員会，大阪市教育局，堺市教育局からの派遣及び大阪教育大学附属学校の内地研修制度を利用した派遣などを予定しており，これらの教員についてはいわゆる「14条特例」の適用が可能である者としている。

この特例を適用する者については，在学2年目には原籍校に戻ることが前提となるが，その場合でも，「オ 教育方法，履修指導の方法及び修了要件」の履修モデル時間割例にも示したように，修了要件の46単位を取得しやすいように工夫を凝らしている。

a. 修業年限

2年課程のみとする。ただし現職教員や指導主事の履修の便宜等に考慮して，「長期履修学生制度」（修業年限3年）の利用を可能とする。

b. 履修指導の方法

本研究科の授業方式に従って，入学前のオリエンテーション，入学後のオリエンテーションで，履修方法の指導を行う。

c. 授業の実施方法

詳しくは，「オ 教育方法，履修指導の方法及び修了要件」にて説明する。

d. 教員の負担の程度

本研究科では，専任教員のうち，研究者教員3名とみなし実務家教員2名を除いた全員が，既設大学院や学部の授業担当を免除し，本研究科の学生指導に専念することになっている。

また、共通科目やコース科目もあらかじめ夜間の授業時間に設定され、さらに、研究者教員と実務家教員のチームによって学校実習を担当するため、比較的柔軟な時間配分の担当が可能となっている。

e. 院生控室等

院生控室は、夜間も利用可能な建物の3Fにあつて、全学生の机や情報通信環境が整備される。夜間学部があるために、事務窓口も21:30までは対応可能となっている。また、附属図書館の天王寺分館の利用時間についても、平日は13:00-21:30及び土曜日は13:00-21:00となっている。

f. 入学者選抜の概要

第14条特例が適用される者は、現職教員で原則として8年以上（学校マネジメントコース）若しくは原則として3年以上（教育実践コーディネーターコース）の勤務経験を持つ者である。事前のオリエンテーションを十分に行い、選抜試験においても本人の学修計画書に基づいた口述試験を課すことによって対応する。

サ 管理運営

国立大学法人大阪教育大学基本規則の第13条によって、本学には大学院が置かれ、その第2項により、大学院に教育学研究科（修士課程）が置かれている。これに並列して、大学院に連合教職実践研究科（専門職課程）を置く。本研究科の**研究科長**は従来の教育学研究科の場合と同様に学長とし、教育研究の重要事項を審議するため**連合教職実践研究科委員会（仮称）**を置く。

本研究科の独立性と機動的な管理運営システムを確保するために、連合教職実践研究科高度教職開発専攻に**専攻会議（仮称、以下同じ）**と**専攻長（仮称、以下同じ）**を置く。専攻会議は本研究科に所属する専任教員（みなし実務家教員を含む）によって構成され、専攻長は専任教員の中から学長の指名によって選ぶ。本専攻の通常管理運営はこの専攻会議によって行われる。

本研究科の運営においては、関西大学、近畿大学と大阪教育大学による定期的な協議の場が必要であり、準備のために設けられた「大阪教育大学連合教職大学院設置に関する連絡協議会」を発展させて、「**大阪教育大学大学院連合教職実践研究科連絡協議会（仮称）**」を設置する〔資料1〕。この連絡協議会は、三大学の担当責任者と本研究科の専攻長などから構成し、三大学間で調整が必要な、教員人事、学生の推薦入学制度、本研究科のカリキュラムにおける連携、その他の施設や教育資源の活用などを協議する。

さらに、デマンドサイドである教育委員会や学校関係者との連携による適正な運営を行うため、今置かれている「大阪教育大学連合教職大学院設置に関する連携会議」を発展させて、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会、堺市教育委員会の担当責任者、連合相手先

の関西大学、近畿大学の担当責任者、本学の担当責任者からなる、「**大阪教育大学大学院連合教職実践研究科連携会議**」を設置する。[資料 9] 連合教職実践研究科連携会議の下に専門部会を設置して、現職教員の派遣条件の調整やカリキュラム内容についての関係者のニーズ、その他の連携協力に関する事項を審議する。

シ 自己点検・評価

本学の自己点検・評価に関わる組織としては、国立大学法人大阪教育大学の下での運営機構室の一つとして「**評価室**」が設置されており、自己点検・評価や認証評価及び法人評価に関する事項を任務としている。また、教育、研究及び社会貢献等の諸活動に関する質の向上・改善を図るため、大阪教育大学には「**自己点検・評価委員会**」が設置されており、評価室で策定された自己点検・評価に関わる基本方針に基づいて、自己点検・評価の実施や改善事項の提案などを行っている。具体的な自己点検・評価の作業は、各部局や講座・専攻などにおいて実施される。本研究科においても、この仕組みに基づいて毎年自己点検・評価を実施する。

ス 認証評価

本学では、大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価をおよそ6年に1度受審しており、第1回目は平成19年度、第2回目は平成25年度に受審した。本研究科についても平成31年度に予定される第3回目の受審時に、大学機関別認証評価の評価対象となる。

また、専門職大学院である教職大学院については、**一般財団法人教員養成評価機構による認証評価**を5年以内ごとに受ける必要があり、本研究科でも平成31年度までに教員養成評価機構による認証評価を受審する。教員養成評価機構が、本研究科の認証評価を行う意思があること等を証する資料 [資料 15] を添付する。具体的には次のように取り運ぶ計画である。

<教員養成評価機構による認証評価の取り運び>

- ・平成 27 年 4 月 大阪教育大学連合教職実践研究科設置
- ・平成 29 年 10 月 学内検討チームの設置
- ・平成 30 年 4 月 教員養成評価機構との協議（評価基準や評価実施方法の確認）
- ・平成 30 年 9 月 認証評価受審の申請
- ・平成 30 年 10 月 自己評価書の作成開始
- ・平成 31 年 6 月 自己評価書の提出
- ・平成 31 年 10 月 面調査及び訪問調査の実施
- ・平成 32 年 1 月 評価結果（案）の通知
- ・平成 32 年 3 月 評価結果の確定と公表

セ 情報の公表

本研究科の活動については、下記に示す「教育情報の公表 (<http://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kikaku/disclosure/>)」のウェブページで公開される他、実践課題研究 I・II の成果である実践課題研究報告書をまとめた**大阪教育大学連合教職大学院年次報告書**を刊行する。また、附属図書館が運営している**大阪教育大学リポジトリ** (<http://ir.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/dspace/>) のウェブページにおいても、教育研究成果を保存・蓄積し、インターネットを通じて、学内外にオープンコンテンツとして全文を公開する。

大阪教育大学のウェブサイトの「ホーム>大学紹介>教育情報の公表」に、「教育情報の公表(学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報公開)」のウェブページがあり、教育学部、教育学研究科の情報を公開している。本研究科についても、ここからリンクされる各項目に対応したページにおいて、該当する内容が記載される予定である。

なお、**教育情報の公表のウェブページ**には以下の項目が記載されているため、該当する内容としてはこれに対応するものとなる。

- (1) 大学の教育研究上の目的に関すること
 - ・教育研究上の目的に関する規程
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること
 - ・教育研究上の基本組織
- (3) 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ・教職員・役員数
 - ・教員総覧
- (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ・アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）
 - ・入学者数

- ・ 学生数／収容定員
 - ・ 卒業（修了）者数
 - ・ 進学／就職者数
- (5) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
- ・ シラバス（授業科目，授業計画等）
- (6) 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ・ 学習成果に係る評価基準 【試験及び成績に関する規程】
 - ・ 必修科目，選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数
 - ・ 取得可能な学位に関する情報 【学位規程】
 - ・ 卒業（修了）認定の基準 【卒業に関する規程】
- (7) 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ・ キャンパスの概要（土地建物面積）
 - ・ 体育施設の概要
 - ・ 課外活動共同利用施設
 - ・ 福利厚生施設
 - ・ 交通案内
- (8) 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ・ 入学料・授業料
 - ・ 学生宿舎に関すること
 - ・ 遠見山の家の利用料
- (9) 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康などに係る支援に関すること
- ・ 学生相談
 - ・ 就職相談・就職試験対策
 - ・ 留学生支援
- (10) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- ・ ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）
 - ・ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

ソ 教員の資質の維持向上の方策

教員の資質向上のために実施される本学のFDは、**ファカルティ・ディベロップメント事業推進委員会**によって実施される全学FDと、各部局で実施される部局FDから構成されている。本研究科でも全学FDに参画するとともに、**連合教職実践研究科FD**を企画・実施する。

本研究科の授業科目は、研究者教員と実務家教員の協働によって実施されるが、教員の

相互授業参観を恒常的に実施するとともに、例えばラウンドテーブル方式などによって本学教員以外に対しても開かれた授業形態を多く取り入れることで教員の資質の向上を図る。

学生による授業評価に関しては、「学生による授業評価集計結果について (http://osaka-kyoiku.ac.jp/forstudent/kyomu/jyugyo_hyouka2.html)」のウェブページで報告されている。本研究科でも同様にこれらの全学的な授業評価に参画して実施した結果を公開するとともに、学生の意見を直接聴取するために、毎 Semester 末に授業改善の状況を検証する。

タ 連携協力校等との連携

(1) 公立の連携協力校の選定

本研究科では、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会、堺市教育委員会との連携協力により、「基本学校実習Ⅰ・Ⅱ」、「発展課題実習Ⅰ・Ⅱ」などの学校実習科目における実習校として、それぞれの自治体等における特色のある教育を実施している下記の学校を連携協力校として指定する。

<大阪府教育委員会>

- ・大阪府教育センター附属高等学校（大阪市）
- ・大阪府立野崎高等学校（大東市）

<大阪市教育委員会>

- ・大阪市立天王寺小学校（大阪市）
- ・大阪市立夕陽丘中学校（大阪市）

<堺市教育委員会>

- ・堺市立野田小学校（堺市）
- ・堺市立野田中学校（堺市）

また、各教育委員会から、本研究科の学校マネジメントコース、教育実践コーディネーターコースに派遣される現職教員学生の前籍校も連携協力校として扱う。公立の連携協力校で、現職教員学生の前籍校を除いたものの数は、小学校2校、中学校2校、高等学校2校の合計6校である。これに現職教員学生の前籍校が毎年次6校加わり、計18校となる。

(2) 附属学校等の活用

大阪教育大学の附属学校園（11校園）、附属天王寺小学校・附属池田小学校・附属平野小学校・附属天王寺中学校・附属池田中学校・附属平野中学校・附属高等学校（天王寺校舎・

池田校舎・平野校舎)では、「基本学校実習Ⅰ・Ⅱ」、「発展課題実習Ⅰ・Ⅱ」などの学校実習科目における実習校として協力する。また、附属特別支援学校と附属幼稚園は、学校実習科目の選択科目である「他学校・他機関プログラム」の実習校として協力する。

本研究科を構成する関西大学の併設校(6校)や近畿大学の附属校(3校)においても、連携協力校として本研究科の実習に協力する。

<関西大学>

- ・関西大学初等部・中等部・高等部(高槻市)
- ・関西大学第一高等学校(吹田市)
- ・関西大学北陽中学校・高等学校(大阪市)

<近畿大学>

- ・近畿大学附属小学校(奈良市)
- ・近畿大学附属高等学校・中学校(東大阪市)

これらの附属校等についても連携協力校として、大阪府、大阪市、堺市等の公立の連携協力校と同様に本研究科との協力関係を保ちながら、学校実習などの活動を実施する。必修の学校実習科目に参加する大学の附属校等の連携協力校は、小学校5校、中学校6校、高等学校7校の合計18校である。

(3) 連携協力校との連携内容

「基本学校実習Ⅰ・Ⅱ」と「発展課題実習Ⅰ・Ⅱ」は、連携協力校の設定する教育研究テーマや課題と本研究科学生の学修計画とのマッチングを図りながら、適切な実習形態を選択し、教員免許状を取得している学生が、実習先の連携協力校の教員と本研究科専任教員の指導を受ける形で実施される。

なお、以下に示した実習形態はあくまでも、典型的なモデルとして提示しているものであり、連携協力校の状況や実習生の実践課題研究テーマに応じて、各モデルの混合形態も考えられ、柔軟に設計するものとする。

① 標準型実習

標準型実習は、6週間にわたり毎週2回(2単位科目では5時間、3単位科目では7.5時間)の実習を、連携協力校(指導主事コースでは教育センターなど)において実施し、共通科目やコース科目で学ぶ内容と関連させながら、理論と実践の往還を進める。

② 短期型実習

短期型実習は、3週間程度にわたり毎週4回(2単位科目では5時間、3単位科目では7.5時間)の実習を行うものであり、教育実践力開発コースにおける学部卒学生の教科指導

場面での課題解決力の養成に主眼を置いた実習として、例えば、ある教科の1単元の授業運営に関わりながら実践的課題に取り組むことが考えられる。

③ 長期型実習

長期型実習は、12週間程度にわたり毎週1回（2単位科目では5時間、3単位科目では7.5時間）の実習を行うものであり、学校マネジメントコースにおいては、学校の様々な場面での管理運営への対応、教育実践コーディネイトコースにおいては、生徒指導、学級経営、教育課程の編成をはじめ学校の教育活動全体について総合的に体験し、俯瞰的な視点を獲得する機会とするとともに、課題解決のための実践を進める。

コース毎の人材養成や学生個々の学修計画とのマッチングを図ることを前提に、入学後、指導教員との2年間における実習計画を策定した上で、実習に臨むこととなる。コース毎の実習パターンは以下を想定しているが、ここで示しているものはあくまでも基本形であり学生ニーズによっては変形したパターンが考えられる。しかしながら、教職大学院の実習は、学部段階の実習とは本質的に異なり、学生自身が実践課題研究テーマや目的、内容・方法を明確に計画して実施する実習であり、理論と実践の往還を実感し、理論を媒体に教育実践の経験を実践知に変換する資質能力を得ると同時に課題解決に資する能力の育成を目指すものであり、すべての実習を短期型だけで行うことは想定しない。

○学校マネジメントコースにおける学校実習

標準型と長期型の実習の組み合わせを基本形とする。当コースは、学校の将来の管理職を目指す教員が、リーダーシップを発揮しながら、学校と地域が一体となって目標を達成するためのマネジメントプロセスを学ぶコースである。学校づくりの理論・政策・実践を結びながら総合的に考察する力を獲得することを目的としており、長期にわたり、学校経営、学級経営、教育課程の編成をはじめ学校の教育活動全体について総合的に体験することが重要となる。

○教育実践コーディネイトコースにおける学校実習

標準型と長期型の実習の組み合わせを基本形とするが、テーマによっては短期型実習を組み合わせる場合もある。当コースは、授業分析、カリキュラム開発や生徒指導などを進めるための校内・行政研修の様々な手法や実践事例、人権教育の理論的な背景知識をもって実践的な解決を図り、学校や地域で主導的な役割を果たすことのできる中核的な現職教員を養成するためのコースである。長期にわたり、校内研修、カリキュラム開発、生徒指導等に目的を持って携わることで、自らの実践を振り返ることで相対化し、さらに伸ばすべき自らの資質能力の育成を、生涯にわたる職能成長の視点で計画する機会とする。

○教育実践力開発コースにおける学校実習

標準型と短期型の組み合わせを基本とする。当コースでは、学部卒学生を対象とし、教科や特定課題において出現する様々な教育テーマに即した問題解決を可能とするため、実践で得られた経験の蓄積を理論化するとともに、新たな教育内容や教育方法を開発して学

校や地域で共有することができるような資質能力を養成することを目的としている。学部卒学生は現職教員学生とは異なり、授業運営そのものに不安を抱く学生も少なくない。このため、標準型において学校活動の様々な側面を体験して課題を発見するとともに、短期型において特定課題や教科指導場面などでの課題解決に集中的に取り組むことで、教員としての必要な資質能力向上を図る。

連携協力校との連携内容としては、次のような観点での課題解決のための活動が考えられる。これは主には学校実習科目における連携協力を想定しているが、本研究科の指導教員が標準型の場合、隔週1回程度、学校において指導することから、実習指導だけにとどまらず、各学校の課題解決や研修活動、研究活動に対して本研究科として様々な形の協力・支援を行いながら、同時にこれを本研究科の授業科目の内容にフィードバックすることが考えられる。

<連携内容についての具体的なテーマの例>

- 学校と家庭との連携，学校と地域との連携，学校間の連携，学校評価や広報の推進，学校安全と危機管理などをテーマとした課題解決への協力
- 学校の研究主題の開発，校内研究会や研修会の企画や運営への参画・支援，研究資料や研究報告書作成への協力
- 学校の授業への参加・参画，評価問題の作成や採点の支援，教材開発や準備への協力，学校行事への参加・支援
- 教育実習における学生指導の補助，学校種にまたがる連携活動の支援，高大連携に関する取り組みへの協力

(4) その他の機関との連携

発展課題実習Ⅰ・Ⅱ（各3単位）においては、オプションプログラムとして、実習科目ごとに1機関を上限として、以下のような機関における30時間の実習を可能とする。

「行政研修プログラム（30時間）」

- ・大阪府教育委員会・教育センター，大阪府教育委員会・教育センター，堺市教育委員会・教育センター，（他の市町村教育委員会・センターとの連携を含む）
- ⇒各教育委員会における初任者研修との連携

「他学校・他機関プログラム（30 時間）」

- ・大阪市中学校夜間学級（文の里中学校など），児童自立支援施設，適応指導教室，小児がん専門治療施設
- ⇒各学校・機関等における参与観察と教育活動への参加

「他地域・海外学校プログラム（30 時間）」

- ・宮城県富谷町教育委員会（富ヶ丘小学校，富谷中学校），国立高雄師範大学（高雄師範大学附属高級中学）
- ⇒各学校等における遠隔地交流や文化交流に関わる参与観察や研究授業の実施

オプションプログラムの詳細は[資料 16]に示す。

チ 実習の具体的計画

A 実習計画の概要（実習のねらい）

<基本学校実習Ⅰ（2単位）>

○実習目標

入学直後に位置付く実習として，所有する免許種段階の学校において教育活動に参加することで，教育実践の全体を確認するとともに，各自の「実践課題研究」のテーマにつながる学修課題を整理し，明確にする。

○実習施設，実習期間・時間，学生の配置人数

- ・連携協力校（教育委員会指定 6 校，現職教員学生の本籍校 6 校，附属学校等 18 校の計 30 校）
- ・1 年次前期（1 学期），1 回 5 時間（週 2 回の同一の曜日時間帯）× 6 週を実施することを標準型として，全体で 60 時間以上を確保する。
- ・各学校に複数名のチーム（約 10 チーム）で入るのを基本とするが，実習校と学生の状況に応じて 1 名での実習も可能とする。
- ・学校マネジメントコースの実習においては，管理職の活動によりそって，観察やシャドウイングなどを実施する必要があることから，学部卒学生とチームを組むことはしない。

<基本学校実習Ⅱ（2単位）>

○実習目標

基本学校実習Ⅰに続き，所有する免許種または隣接する免許種の学校において，標準型

の場合、教育活動に参加することで教育実践の全体をさらに理解する。短期型の場合は、教科の指導力向上や学校行事への参画を通じて学生個々の強みを醸成する。これらを総合して「実践課題研究」のテーマと具体的な課題研究計画を確定する。

○実習施設、実習期間・時間、学生の配置人数

- ・連携協力校（教育委員会指定6校、現職教員学生の本籍校6校、附属学校等18校の計30校）
- ・1年次後期（2・3学期）に実施し、1回5時間（週2回の同一の曜日時間帯）×6週を実施することを標準型として、全体で60時間以上を確保する。
- ・短期型の場合は、1回5時間（週4回の同一の曜日時間帯）×3週を実施することで、全体として60時間以上を確保する。
- ・各学校に複数名のチーム（約10チーム）で入るのを基本とするが、実習校と学生の状況に応じて1名での実習も可能とする。

基本学校実習Ⅰ・Ⅱの実習内容（標準型を選択した場合）

場所	実施回	実施項目	実施内容
大学	第1回	事前指導	基本学校実習の履修方法と目的を確認し、各自の実習課題を作成する。
実習校	第2回	実習打合	実習校を訪問して、実習課題と活動内容を説明し、実習の具体的な日程を打ち合わせて、スケジュールを決定するとともに、学校の環境や施設設備を確認する。
	第3・4回	観察	実習校の教育目的及びカリキュラムの概要を理解する。具体的な個々の教育活動を観察して、全体的な流れをつかむ。
	第5-11回	参与	個々の課題と教育活動に応じて、教職員の指導業務に参与したり、児童生徒の学習活動に参加するなどの体験をする。
	第12・13回	課題検証	教育活動に参加し、またその過程で教職員や児童生徒と交流し、(I)各自の実践課題を検証して解明する、(II)各自の実践課題を検証するとともに、「実践課題研究」のテーマを検討する。
大学	第14回	事後指導	各自の実習課題に照らして修得した内容をまとめるとともに、(I)それを「実践課題研究テーマ」にむけて整理し、位置づける、(II)それを「実践課題研究テーマ」として確定する。 また、それらの成果を学生間で報告し共有する。

基本学校実習Ⅱの実習内容（短期型を選択した場合）

場所	実施回	実施項目	実施内容
大学・実習校	第1回	事前指導・実習打合せ	基本学校実習の履修方法と目的を確認し、各自の実習課題を作成した上でするとともに、実習校を訪問して、実習課題と活動内容を説明し、実習の具体的な日程を打ち合わせて、スケジュールを決定するとともに、学校の環境や施設設備を確認する。
実習校	第2・3回	観察・補助	他教員の授業観察を通して、教科における授業指導力を理解する。教材作成の補助や授業補助を通じて、教材開発力、授業指導力を養う。
	第4-11回	授業実践	個々の課題と教科指導力に応じた授業実践を行う。
	第12回	研究授業	これまでの授業実践で培われた授業実践力の成果として教職大学院指導教員や実習校教員の参加を得ながら授業展開する。
	第13回	課題検証授業	前回の研究授業における評価を踏まえつつ、改善計画を作成し、課題検証授業を実施する。
大学	第14回	事後指導	各自の実習課題に照らして修得した内容をまとめるとともに、(I) それを「実践課題研究テーマ」にむけて整理し、位置づける、(II) それを「実践課題研究テーマ」として確定する。 また、それらの成果を学生間で報告し共有する。

<発展課題実習Ⅰ（3単位）>

○実習目標

各自の「実践課題研究テーマ」に沿って、課題を追究するために適切な実習先を選択し、実習中に必要な活動を具体的に計画し課題研究を遂行する。

○実習施設、実習期間・時間、学生の配置人数

- ・連携協力校（教育委員会指定6校、現職教員学生の原籍校6校、附属学校等18校の計30校）
- ・2年次前期（1学期）、1回7.5時間（週2回の同一の曜日時間帯）×6週を実施することを標準型として、全体で90時間以上を確保する。
- ・それぞれ学生の課題に応じて実習校を選択するため、実習校当たり1～2名とする。

<発展課題実習Ⅱ（3単位）>

○実習目標

発展課題実習Ⅰに続き、各自の「実践課題研究テーマ」に沿って、課題研究を発展するために適切な実習先を選択し、実習中に必要な活動を具体的に計画し課題研究を完成する。

○実習施設、実習期間・時間、学生の配置人数

- ・連携協力校（教育委員会指定6校、現職教員学生の原籍校6校、附属学校等18校の計30校）
- ・2年次後期（2・3学期）に実施し、1回7.5時間（週2回の同一の曜日時間帯）×6週を実施することを標準型として、全体で90時間以上を確保する。
- ・短期型の場合は、1回7.5時間（週4回の同一の曜日時間帯）×3週を実施することで、全体として90時間以上を確保する。
- ・それぞれの学生の課題に応じて実習校を選択するため、実習校当たり1～2名とする。

発展課題実習Ⅰ・Ⅱの実習内容（標準型を選択した場合）

場所	実施回	実施項目	実施内容
大学	第1回	事前指導	発展課題実習の履修方法と目的を確認し、(I)各自の実習課題を作成する、(II)実践課題研究を深める実習課題を作成する。
実習校	第2回	実習打合	実習校を訪問して、(I)「実践課題研究テーマ」と実習課題及び活動内容を説明する、(II)「実践課題研究テーマ」とこれまでの研究成果、本実習課題と活動内容を説明する。実習の具体的な日程を打ち合わせて、スケジュールを決定するとともに、学校の環境や施設設備を確認する。
	第3・4回	研究準備	実習校の教育目的及びカリキュラムの概要を理解する。具体的な個々の教育活動を観察して、全体的な流れをつかむ。
	第5-11回	課題研究実施	個々の課題と教育活動に応じて、教職員の指導業務への参与、資料の収集、関係者への調査などの活動を行い、「実践課題研究テーマ」を追究する。
	第12・13回	研究内容整理	得られた成果や収集した資料を整理し、必要な補足や追加作業を行い、内容に関わって関係者から必要な説明を受けた聞き取りを行う。

大学	第 14 回	事後指導	各自の実習課題に照らして修得した内容をまとめるとともに、それを「実践課題研究テーマ」に沿って整理する。また、それらの実習成果を学生間で報告し共有する。
----	--------	------	---

発展課題実習Ⅱの実習内容（短期型を選択した場合）

場所	実施回	実施項目	実施内容
大学・実習校	第 1 回	事前指導・実習打合せ	実践課題研究を深める実習課題を作成する。実習校を訪問して、「実践課題研究テーマ」とこれまでの成果、本実習課題と活動内容を説明する。 実習の具体的な日程を打ち合わせて、スケジュールを決定するとともに、実習校と課題解決に向けた授業実践方法の検討を行う。
実習校	第 2・3 回	授業実践	授業実践方法に基づく課題解決に向けた授業の展開しつつ、授業の有効性を検証する。検証に基づき授業実践方法を改訂する。
	第 4・11 回	研究授業	課題解決に向けた授業実践を教職大学院指導教員や実習校教員の参加を得ながら授業展開する。
	第 12・13 回	課題検証	課題解決に向けた授業実践を展開することで、児童生徒の理解力等の変化を検証する。
大学	第 14 回	事後指導	各自の実習課題に照らして修得した内容をまとめるとともに、それを「実践課題研究テーマ」に沿って整理する。また、それらの実習成果を学生間で報告し共有する。

<学校実習科目共通>

○問題への対応

本研究科の各コースに所属する専任教員が、それぞれのコースの学生の指導教員となり、学校実習科目の指導は当該指導教員が行うものとする。また、学校実習科目は、4つの必修科目から構成されているが、それぞれの科目について、他機関における実施の調整にあたる**実習科目担当者**を置く。基本学校実習Ⅰ・Ⅱと発展課題実習Ⅰ・Ⅱの4科目については、18名の担当者を学校別に編成し、学校群ごとの実習科目担当者となる。実習の実施過程で問題が発生した場合は、これらの実習科目担当者が窓口となって、専攻長に連絡しその対応を図る。また、本専攻の専攻会議の下に**学校実習部会**を設置し、実習の企画調整や評価基準の検討などを行い、学生への指導体制の確立にあたる。

○学生へのオリエンテーション

本研究科では、4月の授業開始前に実施する入学時オリエンテーションにおいて、カリキュラムの概要や本研究科での学びの方法について全体的な説明を行う。学生は、入学者選抜試験の出願時に**学修計画書**を提出することになっており、これらの学修計画書及び各自の「実践課題研究テーマ（予定）」に基づいて、科目選択と履修時間の計画をまとめた2年間の**履修計画書**を作成する。学生は、当該コース教員との面談による指導のもとに、共通科目、学校実習科目、コース科目などにおける選択科目と学修の進め方についての2年間の学びの全体計画を立案し、履修計画書を提出する。

また、履修計画書については、各セメスターのはじめに再度見直して確認を図る。なお、各科目の履修が確定するのは開講セメスターの履修登録期間であり、履修計画を修正することは可能である。

B 実習指導体制と方法

本専攻の専攻会議の下に**学校実習部会**を設置し、学校実習科目の企画調整や評価基準の検討などを行うものとし、**連合教職大学院学校実習実施要項**として、その実施体制、実施内容、実施手順などをまとめたものを毎年作成して、教員、学生、連携協力校関係者などに周知する。また、大阪教育大学連合教職実践研究科連携会議の下に**学校実習専門部会**を設置して、各教育委員会と関西大学、近畿大学に關係する学校実習科目の内容について、例えば、連携協力校の指定方法とその実習内容や連携協力校の担当者の役割、行政研修実習の実施方法等や評価基準などについての調整と協議を行う。

本学の学部における教育実習（観察実習、学校教育体験実習、基本実習、併修実習、学校教育発展実習、その他）は、大学に**教育実践実施委員会**を設け、教育実習実施要項に従って、教育実習専門委員会と教職教育研究センターの協力体制により実施されている。本研究科の学校実習科目の実施体制については、現在の本学の教育実習体制とは異なったシステムとなるため、従来の教育実習とは一定の独立性を確保しつつ必要な部分について連携と調整を図るものとする。本研究科の学校実習科目の実施体制については、本研究科の学校実習部会での検討をもとに専攻会議で決定し、必要に応じ教育実践実施委員会に報告する。本研究科の学校実習科目における成績評価については、専攻会議で判定する。また、教育実践実施委員会のもとに、**教職大学院実習専門委員会**を設置し、附属学校園における学校実習計画についての調整を図る。さらに、**海外学校実習専門委員会**を設置して教育学研究科における海外実習との連携協力体制を構築し、実施段階での調整と協力を行う [資料 17]。

<基本学校実習Ⅰ・Ⅱ>

基本学校実習に参加する学生は、現職教員学生と学部卒学生を混合した、約5～6名の**実習ラーニングコミュニティグループ**を構成して学校実習にあたる。約5～6グループができるが、それぞれのグループに、教育委員会からの派遣教員、附属学校からの内地研修教員、指導主事錬成プログラム受講教員が分散して配置されるように構成する。現職教員学生の実習校がある場合には、そこを基本学校実習の連携協力校とし、現職教員学生は原籍校において他の学生とともに実習を行う。各ラーニングコミュニティグループでは、複数のチームに分かれて実習校に入り、それぞれの実習の目的に添った活動を実施する。このグループはそれぞれの学生の実習の状況をお互いに共有して議論する場を設けることで、学生間の学びあいやリフレクションを促し、実習の効果を高めることを目的として構成するものである。

各実習校においては、1ヶ月に2回程度（短期型実習生に配慮した日程調整とする）、実習の状況を確認して指導するために**実習リフレクションミーティング**を行う。これには、当該実習校で学校実習を行っている実習生、本研究科における学生の指導教員、受け入れ校のメンター教員が参加する。このミーティングが実習校の校内研修と連動して、学校の課題解決をテーマとして開催されることもある。

また、各 Semester に1～2回程度、すべてのラーニングコミュニティグループと指導教員が大学に集って、リフレクションと学びあいの時間を設けて、それぞれの経験や課題を共有化する。これは**ラウンドテーブル方式**で実施し、Semester末には、連携協力校や教育委員会関係者なども招いた拡大ラウンドテーブルとして実施する。

学生の指導教員は、平均して3名程度の学生を指導するため、指導教員一人当たりの基本学校実習での学校巡回数は、教育実習期間中月6回程度となる。[資料18]

基本学校実習や発展課題実習における実習校と教職大学院の教員の指導方法

名称	役職	役割	活動例	指導回数
実習校側担当者	実習校の教頭等	教職大学院との窓口となって、実習生の受け入れ体制を整え、実習生と教員等を統括する。	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生のメンター教員，居場所，所属の決定 ・実習日程の決定 ・実習実施状況の把握 	実習開始 終了時 随時
メンター教員	実習校の首席（主幹教諭），指導教諭，学年主任，教科主任等 原籍校実習ではその現職教員院生	実習生に，授業づくり，学級づくり，生徒指導，学校経営，学校行事など，教育活動や学校実務において，可能な内容と範囲で責任ある当事者として経験させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の教育活動への参画及び従事する機会の提供 ・実習過程での実習生への注意助言や質問への回答 ・指導教員との連絡による実習内容に関する情報共有 	随時 毎月2回 のRM
大学側担当者	教職大学院の実習科目担当教員	実習校との窓口となって，実習期間や実習日程の調整，実習に関する問題の対応窓口となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・実習校における実習計画の調整 ・実習実施上の問題が生じたときの連絡受付と対応 	実習開始 終了時
指導教員	教職大学院の院生の指導教員	メンター教員と協力して実習生の指導にあたりるとともに，実習科目の評価を行う。 実習校と連携し，実習校の研究テーマの推進や校内研修等に協力する。	<ul style="list-style-type: none"> ・実習校を定期的に訪問し，実習校側担当者やメンター教員と実習内容について協議 ・実習生に活動状況の報告を義務づけ学修状況を常時把握 ・実習校と大学の共同研究コーディネーターを務める ・校内研修における助言者として協力する。 	実習開始 終了時 毎月2回 のRM

*RM：実習リフレクションミーティング

<発展課題実習Ⅰ・Ⅱ>

発展課題実習に参加する学生は，それぞれの学生を持つ実践研究課題テーマに従って，実習校や実習機関を選択することになる。発展課題実習Ⅱは，発展課題実習Ⅰと同一の実習校で実習を行うことを標準とするが，課題の性質によっては，異なった実習校を選択することも可能である。基本学校実習において構成した**実習ラーニングコミュニティグループ**は，継続して学生間での学びあいやリフレクションのための場として活用する。

基本学校実習と同様に，実習生と連携協力校のメンター教員，教職大学院の指導教員が，毎月2回実習リフレクションミーティングを開催（短期型実習生に配慮した日程調整とす

る)して、実践課題研究テーマへの取り組み状況を確認しながら、実習指導の方向性について協議する。また、各セメスターに実施されるラウンドテーブルにおいても発展課題実習をテーマとして協議が行われる。発展課題実習Ⅰ・Ⅱでは、指導教員は、平均して3名程度の学生を指導するため、発展課題実習でそれぞれの学校を巡回する回数は、教育実習期間中月6回程度となる。基本課題実習と発展課題実習が重なる期間においては毎週3回程度の巡回となる。また、発展課題実習Ⅰ・Ⅱにおける各プログラムの実習方法は以下のとおりである。

(行政研修プログラム)

大阪府教育センター、大阪市教育センター、堺市教育センターでは、初任教員を対象として年間20回程度の初任者研修を実施している。行政研修プログラムでは、このうちの6～7回程度に参加する。学生の指導教員は、各教育センターに対して年間2回程度、巡回指導のため訪問する。平均して、指導学生が2つの教育センターに別れて配置された場合、年間2箇所×2回であり、指導教員一人当たりの教育センター巡回数は、年間4回程度となる。

また、行政研修プログラムの履修学生は、年間2回程度実施されるラウンドテーブルにおいて、実習におけるお互いの学びの状況を報告してリフレクションを行う。ここには、実習生と指導教員に加え、教育センターで学生の指導にあたるメンター教員(教育センター指導主事)が参加して、各実習生の実践課題研究のテーマに即しながら、学生の実践による成長の過程を共有する。

(他学校・他機関プログラム)

8箇所の他学校・他機関プログラムでは、各指導教員が8箇所の学校・機関を分担して、1人当たり1箇所程度を訪問するため、指導教員一人当たりの学校・機関の巡回数は、年間1回程度となる。

また、他学校・他機関プログラムの履修学生は、年間2回程度実施されるラウンドテーブルにおいて、実習におけるお互いの学びの状況を報告して、リフレクションを行う。ここでは、各実習生の実践課題研究のテーマに即しながら、実践における互いの成長の過程を共有する。

(他地域・海外学校プログラム)

2箇所の他地域・海外学校プログラムでは、それぞれ3名程度、3日間の規模で実施する計画であるが、1箇所に対して2名の本研究科専任教員が同行して指導する。

また、他学校・他機関プログラムの履修学生は、年間2回程度実施されるラウンドテーブルにおいて、実習におけるお互いの学びの状況を報告して、リフレクションを行う。ここでは、各実習生の実践課題研究のテーマに即しながら、実践における互いの成長の過程

を共有する。

<現職教員学生の原籍校における実習>

学校実習科目において、現職教員学生が、各自の実践課題研究テーマと関連して自分の原籍校での実習が必要であると判断し指導教員が了承した場合は、次の点に留意して、当該教員原籍校における実習を行う。

通常の学校における職務の中に実習が埋没しないように、実習計画書において、各自の実践課題研究テーマをどのように解決するのかを具体的に示すとともに、実習開始時に当該校の校長や教頭及び当該学生の指導教員である本研究科の専任教員を交えた協議の場を設定し、原籍校での実習を実施する際のテーマや方法について関係者の共通理解を図る。

実習記録ノートにおいては、実践課題につながる活動をどのように進め、その課題解決がどのように達成されたかをできるだけ具体的に記録するとともに、課題解決の過程や考察の経過を本研究科における共通科目やコース科目などの理論的な背景に基づいて対照化し、第三者が見ても十分に理解できる形でまとめる。

学校実習科目における活動の記録を整理してまとめた実習報告書は、学校や教員の実践的課題に対する教員の成長過程や問題解決の在り方を示す貴重資料として、本人だけでなく、当該校や、地域の教育委員会での資料としても活用されることが期待されるため、可能な範囲で公開されることを前提として活用するとともに、実習のまとめの段階においても、再度当該校の校長や教頭及び当該学生の指導教員である本研究科の専任教員を交えた協議の場を設定して、その結果についての組織としてのリフレクションを実施する。

なお、現職教員学生の原籍校実習においては、当該の実践研究課題と近い課題を持つ、本研究科の学部卒学生が同時にこの学校で実習することも想定される。その場合は、現職教員学生が学部卒学生のメンター教員的な役割を同時に果たすことも考えられる。一定の経験を持った教員が、若年の教員を指導しながら協働して学校における実践課題解決にあたるということも非常に有用であり、学校の状況を十分把握している現職教員学生の原籍校での実習が有効であると考えられる。

<学校実習科目共通>

学生へのフィードバック、アドバイス、レポート提出には、**教員養成アセスメントネットワークシステム**を活用する。このシステムはソーシャルネットワークシステム（SNS）型の電子ポートフォリオシステムであり、学校実習に関わる、動画、指導案、教材資料、省察レポートなどを蓄積し、指導教員やラーニングコミュニティで共有できるシステムである。このシステムは、動画へのコメント書き込みアプリや手書きレポートの自動スキャン取り込みアプリとも連動可能であり、パーソナルコンピュータやタブレット端末からアクセスできる。また、授業記録などこのシステムに蓄積される教育実践にかかわるデジタルコンテンツは、同時に**教育実践デジタルライブラリ**として共通科目やコース科目等の学

習にも活用することができる。

本研究科のすべての学生と専任教員はタブレット端末を所持し、実習校においてもタブレット端末経由で、教員養成アセスメントネットワークシステムに常時アクセスできるようにする。連携協力校などで無線LAN環境が整備されていない場合には、モバイルルータを各連携協力校に配備して、無線LANからのアクセスを可能とする。

SNSシステムでは、それぞれの学校実習科目ごとに、コミュニティグループを作成することができるため、オンラインで常時学び合う環境を実現することができる。専任教員と学生は、SkypeなどのP2Pコミュニケーションツールを用いて、ビデオ通話や音声通話が可能であり、必要に応じて学生へのフィードバックやアドバイスをすることができる。また、SNS上のコミュニティグループのコミュニケーションボードによって、実習に関する記録を参照しながら、テキストとして助言を残すこともできる。レポートの提出やコメントの返却についても基本的には本システムを経由して行うことが可能である。

C 施設との連携体制と方法

連携協力校やその他の実習先機関においては、**実習校（機関）側担当者**が、本研究科との窓口となって、実習生の受け入れ体制を整え、実習生と教員等を統括する。また、本研究科では、各実習科目について、実習科目担当教員を置いている。基本学校実習と発展課題実習については、4名の科目担当教員が、連携協力校を学校群ごとにまとめ、1人が平均4～5校の**大学側担当者**となる。実習の実施については、あらかじめ定められている連合教職大学院**学校実習実施要項**に基づいて実施されるが、各実習校（機関）における実習生の受け入れに関わって必要となる具体的な事項の連絡調整を、実習校（機関）側担当者と大学側担当者の間で行う。この連絡は、実習開始時点と実習終了時点の少なくとも2回行われ、その内容を文書にまとめて、課題がある場合は次年度計画の立案に申し送るものとする。

連携協力校やその他の実習先機関の**メンター教員**と、本研究科の**指導教員**は、各実習生の指導計画をもとに、実習内容に関する事前打ち合わせを実施するものとする。その後は、月2回程度実施される実習リフレクションミーティング等を通じて、相互の意思疎通を図りながら協力して実習生の指導にあたり、セメスター中に実施されるラウンドテーブルで実習過程全体の総括を実施する。

緊急の連絡については、実習校（機関）側担当者と大学側担当者の間で行うこととし、個別の状況は事象が発生した段階で、関係者が各組織側担当者に報告する。本研究科では、大学側担当者にあげられた内容を専攻長に報告し、専攻長の判断により適切に対応する。

D 単位認定等評価方法

それぞれの学校実習科目では、学生が提出する(1)実習計画書、(2)実習記録ノート及び(3)実習報告書に加え、連携協力校やその他の実習先機関からの(4)実習所見報告書に基づいて指導教員と副指導教員が評価案を作成し、本専攻の学校実習部会で評価案を作成した上で、専攻会議において判定を行う。

各実習校や実習機関においては、実習生は(1)実習計画書と(2)実習記録ノートをメンター教員等に提出するものとする。これらに基づいて、メンター教員やその他の指導者は、学生の実習中の活動状況や実践研究課題テーマへの取り組み方などを把握し、実習終了時に、(3)実習所見報告書を、大学側担当者を経由して実習生の指導教員に提出する。また、実習校や実習機関と本研究科との評価方法の連携を図るため、実習リフレクションミーティングにおける議論を通じて、共通理解を図る。

指導教員による評価案作成においては、学生が提出する(1)実習計画書、(2)実習記録ノート及び(3)実習報告書並びに実習先機関からの(4)実習所見報告書を総合的に評価する。その際に、実習校で実施された実習リフレクションミーティングの記録や各セメスターに実施されたラウンドテーブルにおける記録なども参考資料として扱う。

実習計画書では、それぞれの学生が自分の実践課題研究テーマに取り組むにあたって、その実習において何を目標として設定するかを記載しており、実習報告書では、それらの目標がどのように達成されたかを報告することになる。評価基準はこの達成状況について判断される。

指導教員による評定点を総合して、100点満点中、90点以上を「秀」、80点以上90点未満を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」として合格とする。60点未満を不可として不合格とする。